

平成27年度

ふるさと北区財政白書



平成27年6月

東京都北区

「ふるさと北区財政白書」(平成27年度版)の発行に際して

平成27年2月に発表された本年度の政府経済見通しでは、平成27年度の日本経済は、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」の推進などにより、実質雇用・所得環境が引き続き改善し、好循環が更に進展するとともに、堅調な民需に支えられた景気回復や、デフレ脱却に向け着実な進展が見込まれています。しかし、先行きのリスクとして、海外景気の下振れや金融資本・商品市場の動向等が挙げられ、これらの地方財政への影響が懸念されるところです。

こうした状況の下、今後も景気の動向を十分注視しながら、健全で持続可能な行財政運営を確立するために、一層の取組みを進めていく必要があります。

ここに北区の財政状況及び今後の課題をできるだけわかりやすくご理解いただけるよう、平成27年度版財政白書を作成しました。北区を取り巻く財政環境は、予断を許さない状況にあります。自立した基礎自治体として、少子高齢化の進展などをふまえ、区民福祉の維持・向上のために最善を尽くしてまいりますので、区財政の現況をご理解いただき、「ふるさと北区」の更なる発展のためにご協力をお願いいたします。

目 次

第1章 北区政の課題	1
1 少子高齢化対策に積極的に取り組み、魅力ある美しいふるさとづくりを進めるために	1
(1) 北区の人口構成	1
(2) 基本姿勢と4つの重点戦略、3つの優先課題	2
第2章 北区財政の現況	3
1 北区の予算の概要	3
2 歳入	5
(1) 特別区税等の推移	5
(2) 都区財政調整制度	8
(3) 国庫支出金制度の見直し及び超過負担の現状	10
(4) 特別区債の発行状況	11
3 歳出	12
(1) 性質別構成比の推移	12
(2) 義務的経費の状況	13
4 区立施設の良い管理運営のために	16
5 受益者負担の考え方	18
6 財源の確保、的確な基金の運用をめざして	19
第3章 財政収支の現状	20
1 財政収支の現状	20
2 北区の貸借対照表（バランスシート）（平成25年度）	21
(1) 普通会計貸借対照表（バランスシート）	21
(2) 連結貸借対照表（バランスシート）	21
3 北区の財政健全化判断比率の状況（平成25年度）	22
4 平成25年度決算財政比較分析表	23
第4章 区民福祉の向上のために……北区の取り組むべきこと	24
1 平成27年度予算編成方針	24
2 平成27年度当初予算の特徴と重点分野	24
(1) 予算の特徴	24
(2) 3つの優先課題などへの取り組み	25
(3) 計画的な財政運営（歳入の確保と歳出の見直し）	27
3 地方消費税引上げ分の社会保障施策の取り組み	27
4 終わりに	27
コラム1 消費税引上げと社会保障の充実について	28
コラム2 法人住民税の一部国税化などについて	30
コラム3 新たな公会計制度の導入について	32
参 考 編	33
1 主な財政指標	34
(1) 人口の推移	34
(2) 納税義務者の推移	34
(3) 特別区民税の推移	35

(4)	形式収支（普通会計）	35
(5)	実質収支（普通会計）	35
(6)	実質収支比率（普通会計）	35
(7)	実質的な収支額	35
(8)	実質単年度収支（普通会計）	36
(9)	経常収支比率	36
(10)	性質別構成比の推移（普通会計）	36
(11)	義務的経費（人件費・扶助費・公債費）構成比の推移（普通会計）	37
(12)	特別区債発行額と残高の推移	37
(13)	公債費比率	37
(14)	主要5基金取崩し状況	38
(15)	主要5基金残高の推移	38
(16)	普通会計決算の推移	38
(17)	北区財務年表	39
2	平成26年度予算の執行状況	40
(1)	歳入歳出予算の執行状況	40
(2)	区民負担の状況	41
(3)	区の財産	41
(4)	特別区債の状況	41
3	都区財政調整関連指標（北区）	42
(1)	特別区交付金の推移	42
(2)	基準財政需要額と基準財政収入額	42
4	主要事業分析	43

第1章 北区政の課題

1 少子高齢化対策に積極的に取り組み、魅力ある美しいふるさとづくりを進めるために

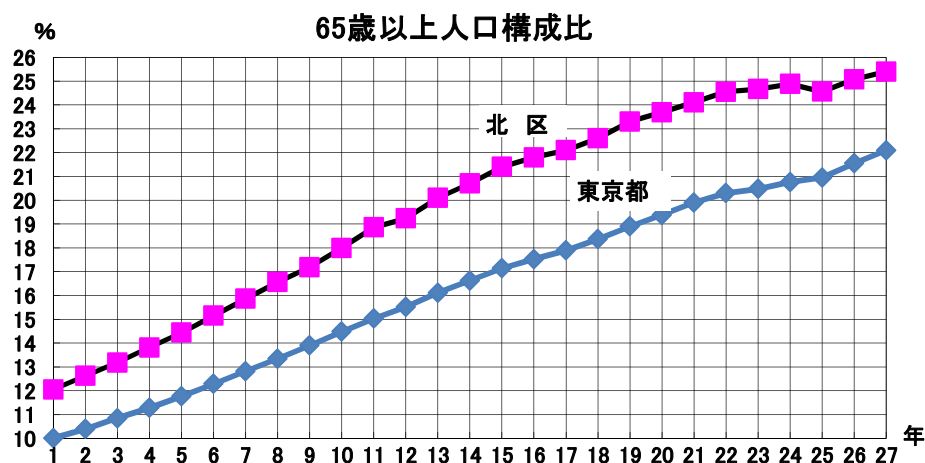
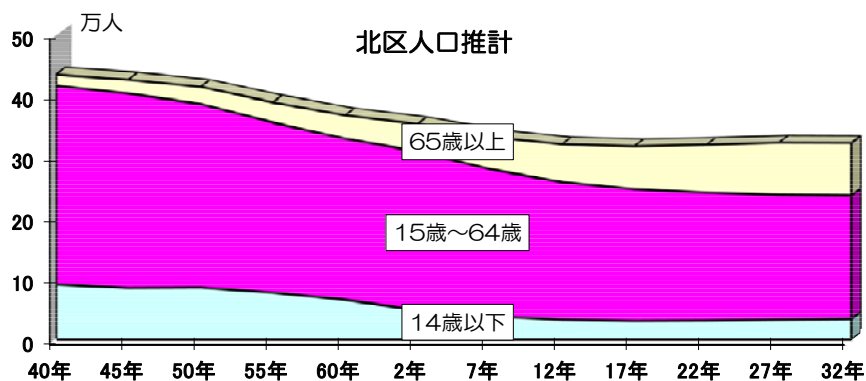
5年に1度行われる国勢調査によれば、北区の総人口は、昭和40年の約45万2千人をピークに減少傾向が続き、平成12年には約32万7千人まで減少しましたが、平成17年に40年ぶりに増加に転じ、平成22年も引き続き増加しました。

また、平成27年1月1日現在の住民基本台帳人口では、北区の高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は25.4%で、23区で最も高くなっています。

(1) 北区の人口構成

(参考編P34)

住民基本台帳人口（外国人を除く）は、平成27年1月1日現在で32万2,079人となり、前年比で1,914人増加し3年連続の増加となりました。世代別に見ると、年少人口（14歳以下）と高齢者人口（65歳以上）が引き続き増加し、減少が続いていた生産年齢人口（15～64歳）が増加に転じました。高齢化率は前年比で0.3ポイント上がり、引き続き東京都平均を上回る高い割合で推移しています。



(参考) 国勢調査人口

年	人口（人）			世帯
	総数	男	女	
平成12年	326,764	161,957	164,807	153,066
平成17年	330,412	163,962	166,450	162,104
平成22年	335,544	166,104	169,440	172,568

(2) 基本姿勢と4つの重点戦略、3つの優先課題

北区は、区最大の課題である少子高齢化対策に積極的に取り組み、魅力ある美しいふるさとづくりを進めるべく、「区民とともに」の基本姿勢のもと、北区基本計画2015に基づき、「子ども」・かがやき戦略、「元気」・いきいき戦略、「花*みどり」・やすらぎ戦略、「安全・安心」・快適戦略の4つを推進しています。

平成27年度の予算は、こうした4つの重点戦略を中心として、急速に進行する少子高齢化への対応をはじめ、新庁舎の建設と公共施設の更新需要、首都直下地震等に備えた防災・減災対策など喫緊の課題への迅速な対応はもとより、「地域のきずなづくり」と「子育てファミリー層・若年層の定住化」の2つの最重要課題についても積極的に取り組むため、3つの優先課題を中心に、限られた資源を各分野に重点的・効率的に配分しました。

さらに、まちづくりの一層の推進や東京オリンピック・パラリンピックを見据えた北区の魅力の発信など、北区の新たな魅力や価値を創出する施策を積極的に展開して、「人が輝く、まちが輝く、未来が輝く ふるさと北区」の実現に向けて、新たな基本計画の初年度を力強くスタートする予算とします。

3つの優先課題

平成27年度の主な事業

「地震・水害に強い安全・安心なまちづくりに全力」

- 防災行政無線のデジタル化
- 道路施設の点検・補修
- 不燃化推進特定整備事業
- 木造民間住宅耐震化促進事業

「長生きするなら北区が一番」

- 介護と医療の連携による在宅療養支援体制の充実
- 認知症カフェ
- 胃がんハイリスク検診
- 特別養護老人ホームの整備・誘導
- （仮称）区営シルバーピア赤羽北建設

「子育てするなら北区が一番」

- 産前産後も心身ともに健康に
- 確かな学力の定着・向上
- 計画的な学校改築・リフレッシュ改修
- 病児保育サービスの利用料金助成
- 保育所待機児童解消

「まちづくりの一層の推進」

- 十条駅付近沿線まちづくりの推進
- （仮称）赤羽台のもり公園の整備
- 王子駅周辺まちづくりグランドデザイン策定

「東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えて」

- 「トップアスリートのまち・北区」の推進
- ランニングステーションの整備
- スポーツ施設のバリアフリー化
- 千客万来～外国人向け観光情報の発信～

その他

- ファミリー世帯の居住支援
- 文化芸術活動の拡充

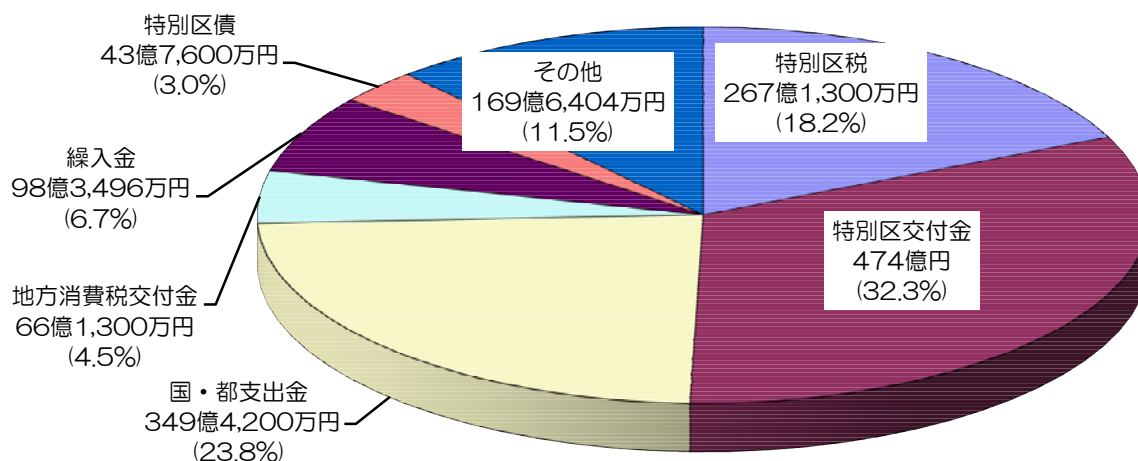
第2章 北区財政の現況

1 北区の予算の概要 (歳入)

歳入の中で、最も割合の高いものは特別区交付金（都区財政調整交付金）の32.3%で、特別区税の18.2%と合わせて全体の約5割を占めています。特別区交付金は、主要財源である市町村民税法人分が平成26年度税制改正により一部国税化された影響を受け、10億円の減少を見込んでいます。また、地方消費税交付金は、平成26年4月の消費税率の引上げの影響により、約21億円の増加を見込んでいます。

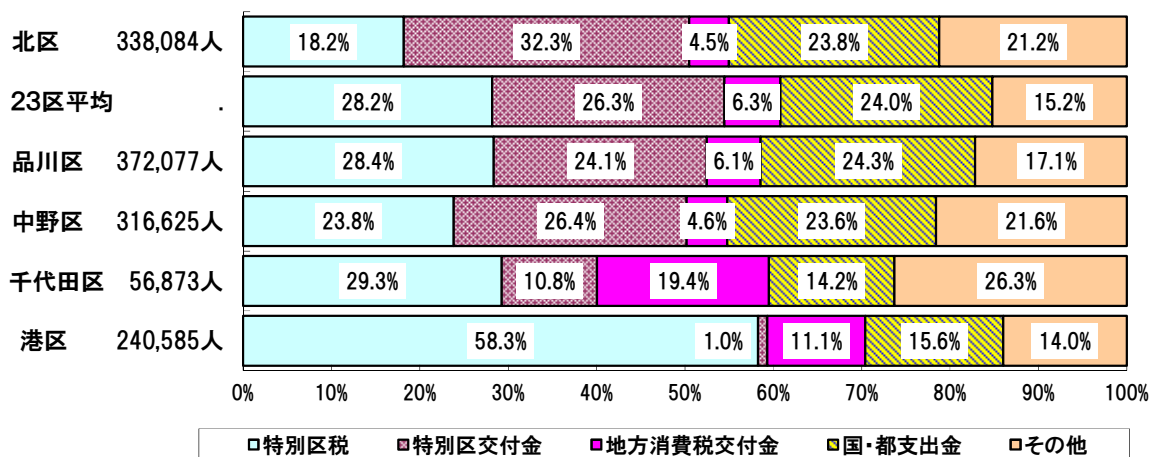
平成27年度 一般会計当初予算（歳入）

予算額 1,468億4,300万円



23区平均と比較すると、特別区税の割合が低く、特別区交付金に対する依存度が高いことがわかります。同程度の人口規模の品川区や中野区と比較した場合、歳入構成の違いが見てとれます。千代田区や港区のような都心区と比較した場合には、その違いがさらに明確になります。

平成27年度一般会計当初予算



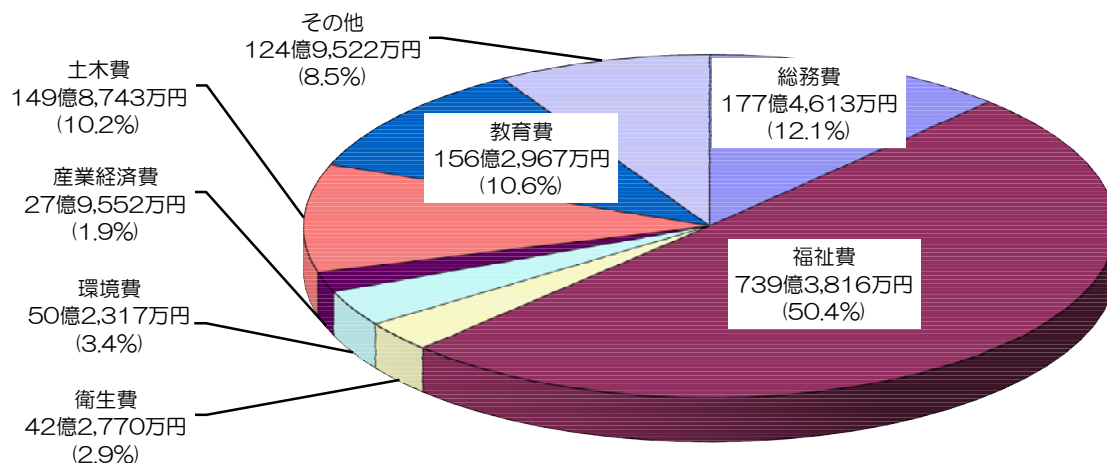
※区名の横にある人数は、各区の平成27年1月1日現在の総人口（住民基本台帳人口）です。

(歳出)

一般会計の予算規模は、1,468億4,300万円で、前年度に比べ9.8%の増となっています。歳出の中で、最も割合の高いものは福祉費で、仮称新赤羽台保育園取得費などにより増額となり、予算規模の50%を超える構成比になっています。次に割合の高い総務費が横ばいとなっている一方で、土木費は、仮称赤羽台のもり公園用地取得費や一人ぐらし高齢者住宅建設費の増などにより大幅な増額となっています。また教育費は、学校改築事業費等の増などにより、増額となっています。

平成27年度 一般会計当初予算（目的別歳出）

予算額 1,468億4,300万円

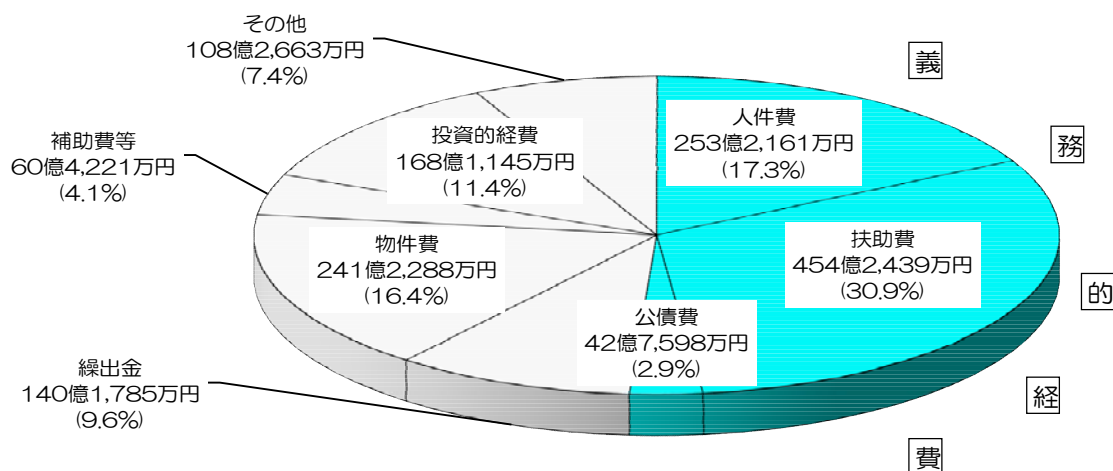


歳出を性質別にみると、義務的経費が全体の51.1%を占めています。

また実質的な義務的経費である、医療・介護保険等に係わる特別会計への繰出金を加えると、60.7%になります。

平成27年度 一般会計当初予算（性質別歳出）

予算額 1,468億4,300万円



義務的経費とは、法令の規定あるいはその性質上、支出が義務付けられており、任意に削減できないもので、人件費、扶助費、公債費の合計をいいます。この割合が高くなると、他の経費に充てる財源の余裕がなくなるため、財政構造が硬直化し、財政の弾力性が失われます。

2 歳入

(1) 特別区税等の推移

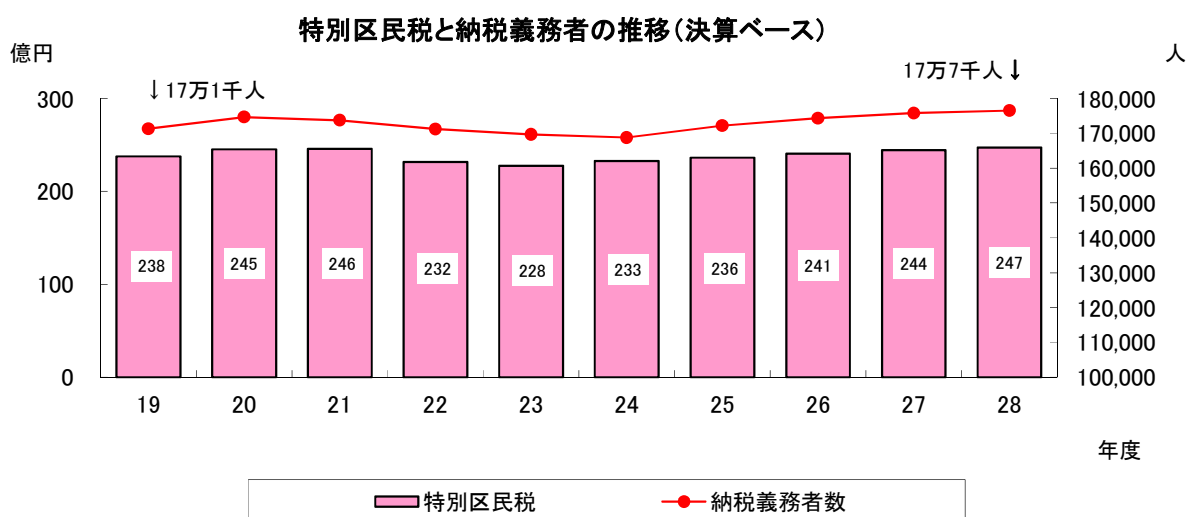
特別区税収入は、平成19年度に国から地方への税源移譲などの影響により増収となりましたが、リーマンショックを始めとする景気の悪化などにより、平成22年度以降は大きく落ち込みました。近年は緩やかな景気回復を受け増収傾向が続いていますが、少子高齢化が進展する現状を考えると、今後も大幅な伸びを期待することは難しい状況にあります。また、特別区税や国民健康保険料の収納率は区の一般財源に大きく影響するため、収納対策を一層充実し、更なる向上を図る必要があります。

○特別区民税の現状と将来推計

(参考編P33.34)

特別区民税は、平成19年度の三位一体改革による税源移譲や定率減税の廃止などにより、平成21年度まで増収傾向が続いていましたが、平成22年度以降は、景気悪化の影響などにより減収となりました。その後は緩やかな景気回復を続け、平成26年度は3年連続の増収となっていますが、近年で最も多かった平成21年度と比較すると約5億円の減収となっています。

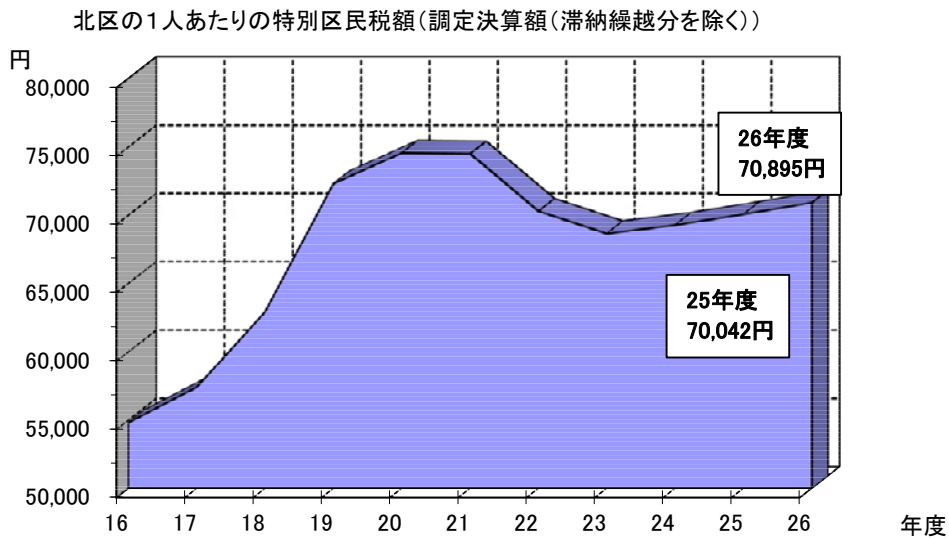
今後の見込みとしては、平成27年度は、東京都内の給与支払総額の実績などを踏まえ、前年の区内総所得金額の伸びを1.6%として約3億円の増収を見込み、平成28年度は、「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成27年2月12日閣議決定）」において名目経済成長率を2.7%程度と見込んでいることを参考に、約3億円の増収を見込んでいます。



※平成27年度は予算額、平成28年度は推計値

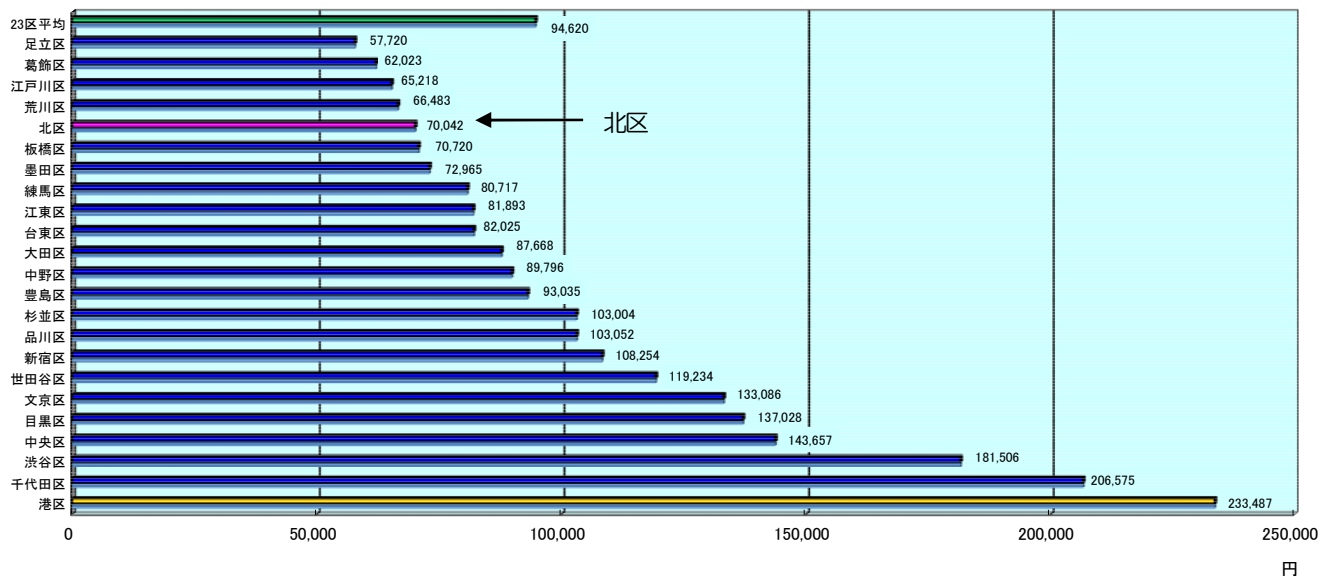
○区民1人あたりの特別区民税額

平成25年度調定額をもとに、1人あたりの区民税額を23区で比較すると、北区は19番目と低い水準になっています。なお、トップは港区で、北区の約3.3倍です。



※人口は、4月1日を基準とし、外国人人口を含みます。

1人あたりの特別区民税額(平成25年度調定決算額)



○区民税、国民健康保険料等の主な未収入状況

平成25年度決算(単位:千円)

	特別区民税	国民健康保険料	保育料(区立)	区営住宅使用料
収入未済額	1,323,371	2,612,826	21,536	2,822
収入未済率	5.2%	21.7%	2.4%	1.4%

○特別区民税・国民健康保険料収納率の推移

特別区民税の現年課税分の収納率は、平成17年度から低下傾向にありましたが、平成22年度から上昇に転じ、平成26年度は前年度と比較して、約0.1ポイントの上昇となりました。一方、国民健康保険料の現年分の収納率は、平成20年度に後期高齢者医療制度が始まったことによる影響などにより大きく落ち込みましたが、平成21年度から上昇傾向にあります。しかしながら、平成26年度は前年度と比較して約0.8ポイントの減少となりました。

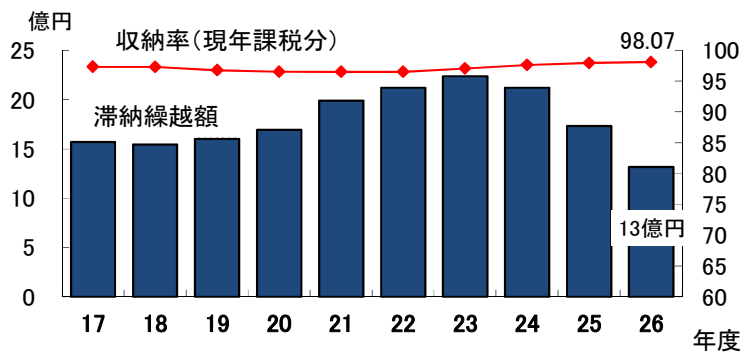
特別区民税の滞納繰越額は、景気の悪化などにより平成19年度から毎年増加していましたが、近年の休日納付相談や納付案内センターの充実など収納対策の強化により、平成26年度は3年連続の減少となりました。

◇特別区民税収納率の推移

(単位：%)

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
現年課税	97.32	97.29	96.75	96.51	96.50	96.51	97.05	97.63	97.96	98.07
滞納繰越	24.45	25.75	30.16	24.74	25.24	26.27	26.27	34.38	34.49	38.42

特別区民税収納率と滞納繰越額の推移(決算ベース)



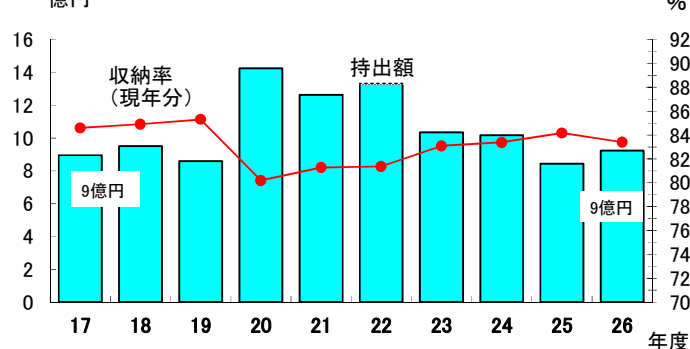
◇国民健康保険料収納率の推移

(単位：%、百万円)

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
現 年	84.60	84.91	85.31	80.19	81.28	81.37	83.09	83.38	84.17	83.40
滞納繰越	29.21	26.23	28.36	19.75	23.11	20.57	27.29	26.75	30.95	30.45
※持出額	896	951	860	1,425	1,263	1,331	1,036	1,019	844	924

※持出額…都区財政調整制度との関係で、国民健康保険料の収納率が、現年分91%、滞納繰越分が38%に満たない場合は、その不足分を区の一般財源から持ち出して補てんすることになります。

国民健康保険料収納率の推移(決算ベース)



(2) 都区財政調整制度

(参考編P42)

東京都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、また特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金（以下、特別区交付金）が東京都から交付されています。北区は特別区交付金に対する依存度が高く、交付金の増減は財政運営に大きな影響を及ぼすため、景気の動向などに注意する必要があります。

○都区財政調整制度の仕組み

標準的な施策に要する経費を積算した需要額（基準財政需要額）と、標準的な収入額（基準財政収入額）を比べ、需要額が収入額を上回る場合、その差額が交付されるシステムです。その財源は、調整三税（市町村民税法人分・固定資産税・特別土地保有税）に一定割合（調整率＝特別区への配分割合）を乗じた額となります。調整三税は本来、市町村税ですが、特別区では東京都が賦課徴収しています。

平成12年4月から都区制度の改革による新たな都区財政調整制度がスタートし、昭和51年度以降44%に固定されていた調整率が清掃事業の移管等により52%に変更となり、さらに平成19年度より三位一体改革の影響に係る配分率の変更等で55%となりました。

一方、基準財政収入額の計算も平成12年度からは当該年度の収入額を用いる方法から、過去3年間の決算額の平均数値を用いる方法へと変更となり、さらに交付額が算定上必要な額に満たないときに、東京都の一般会計から借り入れる総額補てん主義は納付金制度とともに廃止されました。

○平成26年度及び平成27年度都区財政調整について

平成26年度都区財政調整では、市町村民税法人分の増収などにより、交付金総額で前年度と比べて約698億円、7.7%の増となり、2年連続の増加となりました。再調整では、当初算定時の算定残約229億円が、調整三税の増収により約233億円となったため、公共施設の大規模改修経費を算定するなど、普通交付金を約229億円増額し、約4億円については特別交付金に加算することとなりました。

平成27年度都区財政調整では、市町村民税法人分の減収などにより、交付金総額で前年度と比べて約69億円、0.7%の減となり、3年ぶりの減少となりました。

基準財政需要額の経常的経費では、帰宅困難者対策用食料等の備蓄経費（一時滞在施設）の新規算定、安全安心まちづくり推進事業費などの算定充実のほか、公園維持管理費の見直しや、標準区ごみ量の見直し、収集運搬モデルの改定など清掃費全体の見直し等を行い、2.6%の増となりました。

また投資的経費においては、児童福祉施設等の改築経費を充実し、25.5%の増となりました。

○都区財政調整協議における今後の課題

平成12年の都区制度改革によって、都区財政調整制度は特別区の自主性及び自律性を高める観点から見直しが行われ、法律上の財源保障制度として明確に位置づけられました。

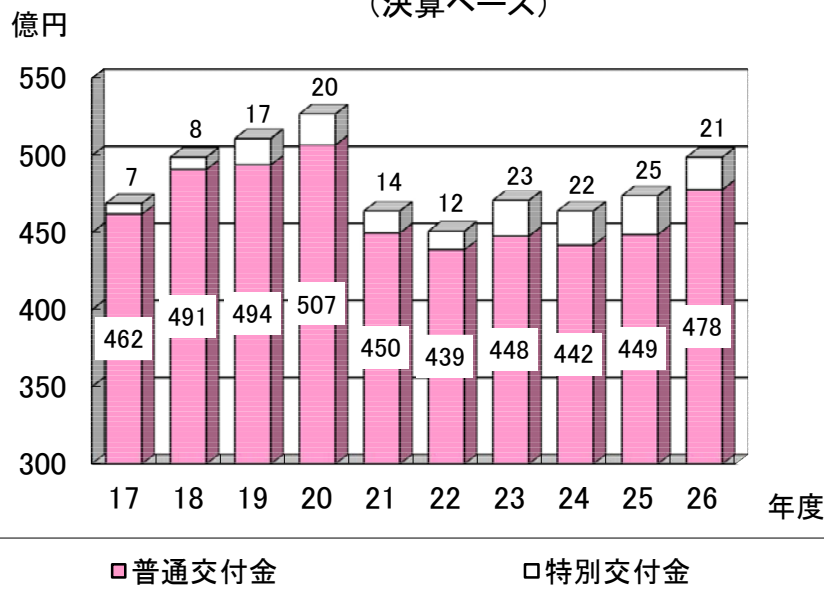
しかしながら、毎年度の都区財政調整に関する協議においては、特別区相互間で自主・自律的に調整を行った結果が十分に反映されないなど、改革の趣旨に沿った運用がなされていない状況にあります。今後も厳しい財源状況が続くと見込まれる中で、自主・自律的な区間調整の実現と、各区の自主性が担保される算定方法に改めていくために、都区双方の真摯な協議を進めていく必要があります。

○平成27年度都区財政調整協議における今後の課題（個別検討項目）

特別交付金	透明性、公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、特別交付金の割合を2%を基本に見直す方向で検討する。
減収対策のあり方	一般の市町村が採りうる減収対策に見合う対応が講じられるよう検討する。
都市計画交付金のあり方	全ての都市計画事業を交付対象にするとともに、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合うよう、交付金規模の拡大を図るよう検討する。

○特別区交付金の推移

北区の特別区交付金の推移
(決算ベース)



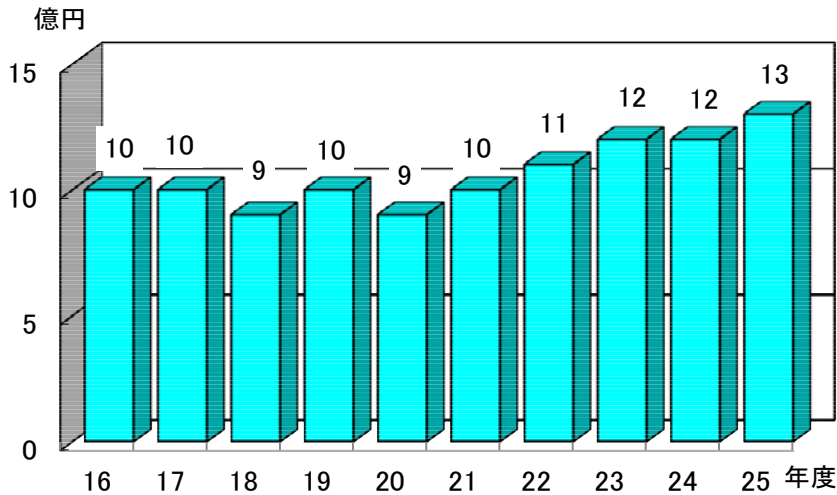
(3) 国庫支出金制度の見直し及び超過負担の現状

(コラム2 P30)

○国庫支出金の削減と一般財源化（三位一体改革関連は除く）

国庫支出金は、国の財政難を理由に、昭和60年度以降負担率の引下げが行われてきました。加えて、地方分権の進展に伴い、国庫補助相当を地方交付税の需要額に算定する「一般財源化」が行われてきました。しかし、特別区は、地方交付税の不交付団体となっているため、実質的には歳入の減となっています。

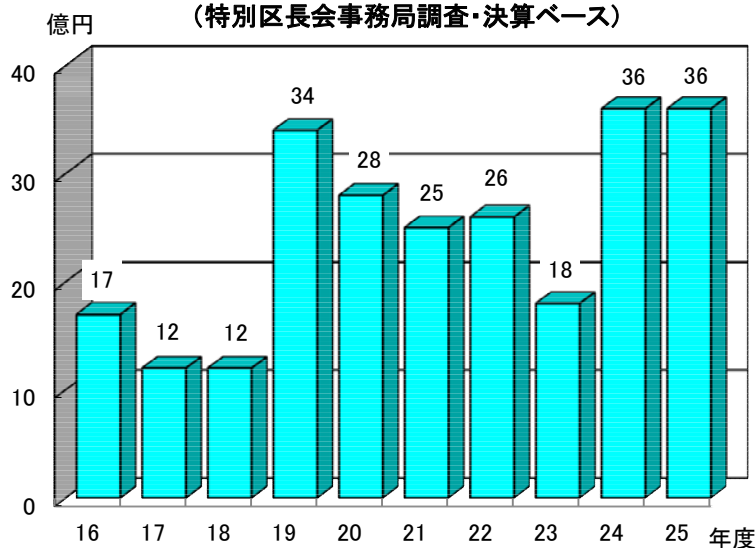
補助金削減の影響（一般財源化を除く・決算ベース）



○超過負担の現状

超過負担とは区が実施する国庫補助対象事業において、国の算定する補助対象基本額が、実際に事業を実施するために必要な金額より低いために生じる差額分をいいます。その原因としては、国庫基準単価が低いこと、補助対象範囲が不十分で事業の実態を反映していないことなどがあり、その額は多額なものとなっています。

主な国庫補助対象事業における超過負担の状況
(特別区長会事務局調査・決算ベース)

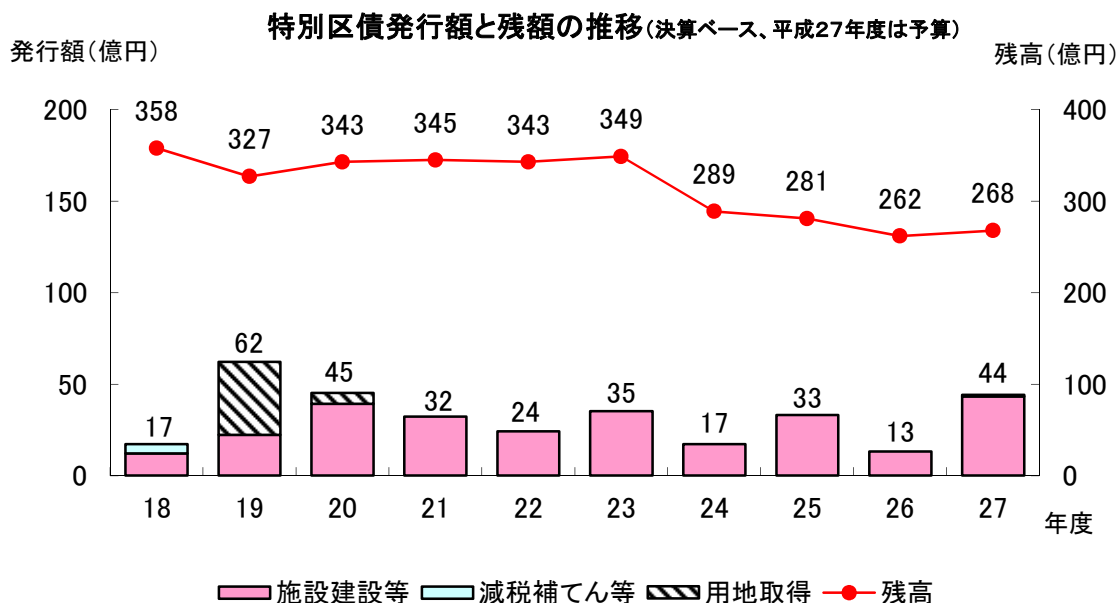


国庫補助・負担金の整理合理化については、地方への実質的な負担転嫁が行われることのないよう、また地方分権の趣旨を踏まえ、国税から地方税への税源移譲による財源措置を図るよう強く求めています。

(4) 特別区債の発行状況

(参考編P37、41)

特別区債とは、将来の区民にも負担を求めるとともに、財源の年度間調整を図るため、区の財産となる土地の購入や公共施設の建設など、一時的に多額の資金を必要とする場合に、政府や民間金融機関から借り入れる長期借入金をいいます。平成26年度末の特別区債残高は約262億円で、区民1人あたりに換算すると約7万7千円の借入となっています。



北区では、学校の改築や公園の整備などの公共施設の建設等に伴い、特別区債を発行してきました。また、減税による税収の減を補うために、平成6年度から平成18年度までに総額約296億円の「減税補てん債等」(このうち、約82億円は平成7年度、平成8年度に発行した減税補てん債の借換分)を発行しています。これは本来、国が負うべき減税額を区が借金で穴埋めしていることとなります。平成26年度には区民施設等建設、社会体育施設建設のため約13億円の起債を行いました。平成27年度は、区立保育所取得、公園整備、社会体育施設建設などで約44億円の起債を予定しています。

主な特別区債の活用事業

(単位：百万円)

18年度	減税補てん(482)	新中央図書館(282)	校舎大規模改造(335)	学校用地(582)
19年度	新中央図書館(1,301)	赤羽スポーツの森公園用地再取得(3,970)	学校改築(526)	
20年度	学校改築(3,910)	学校用地(611)		
21年度	学校改築(2,473)	赤羽スポーツの森公園整備(726)		
22年度	学校改築(2,447)			
23年度	庁舎耐震補強(561)	社会福祉施設整備(124)	学校改築(2,847)	
24年度	区民施設等建設(74)	公園整備(175)	学校改築(1,457)	
25年度	区民施設等建設(59)	公園整備(363)	学校改築(2,488)	社会教育施設建設(352)
26年度	区民施設等建設(71)	社会体育施設建設(1,271)		

3 歳 出

(1) 性質別構成比の推移

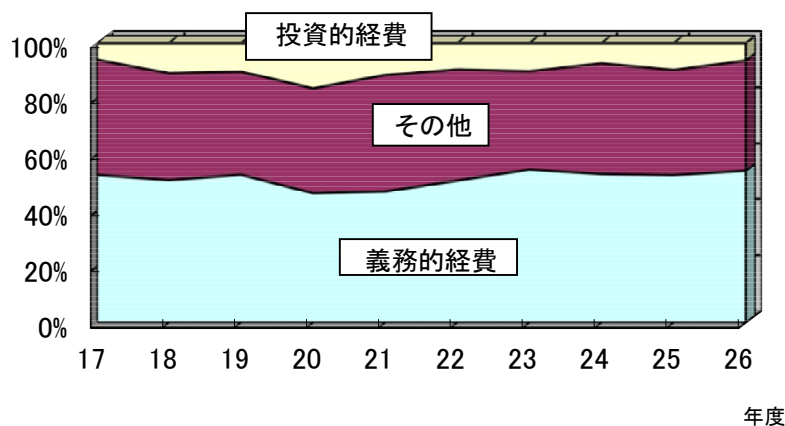
(参考編 P36)

歳出総額に占める義務的経費の構成比割合は、概ね50%を超える高い水準で推移しており、扶助費の増により、平成26年度決算でも増加する見込みです。

投資的経費の割合は、例年10%前後で推移していますが、平成26年度決算では学校改築事業や公園整備事業等の大規模事業の終了などにより減となったことから、前年度に比べ低い割合となる見込みです。

性質別構成比の推移

(普通会計決算ベース、平成26年度は決算見込み)



歳出総額に占める義務的経費（人件費、扶助費、公債費の合計）の割合は、平成20～21年度は50%を一旦下回っていましたが、平成22年度以降は50%を再び上回っており、平成26年度決算では54.3%となる見込みです。平成25年度と比較すると約12億円、1.6ポイントの増となる見込みですが、これは人件費、公債費がほぼ横ばいとなっていることに対し、扶助費が大幅に増加していることによるものです。

投資的経費は、構成比で見ると平成25年度の9.6%から、大規模な学校改築や公園整備の減などにより、平成26年度は6.3%と減少する見込みです。今後も公共施設の更新需要などの増加が見込まれるため、投資的経費に充てる財源を確保していく必要があります。

普通会計とは・・・

地方公共団体間の比較や時系列比較が可能となるように地方財政統計上、統一的に用いられる会計区分です。

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）とは・・・

任意に削減し得ないことから、財政の弾力性を判断する材料のひとつとなります。

○人件費は、職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費をいいます。

○扶助費は、生活保護費、児童扶養手当等、法令により、また独自の施策として、直接本人に支給する現金や物品の経費をいいます。

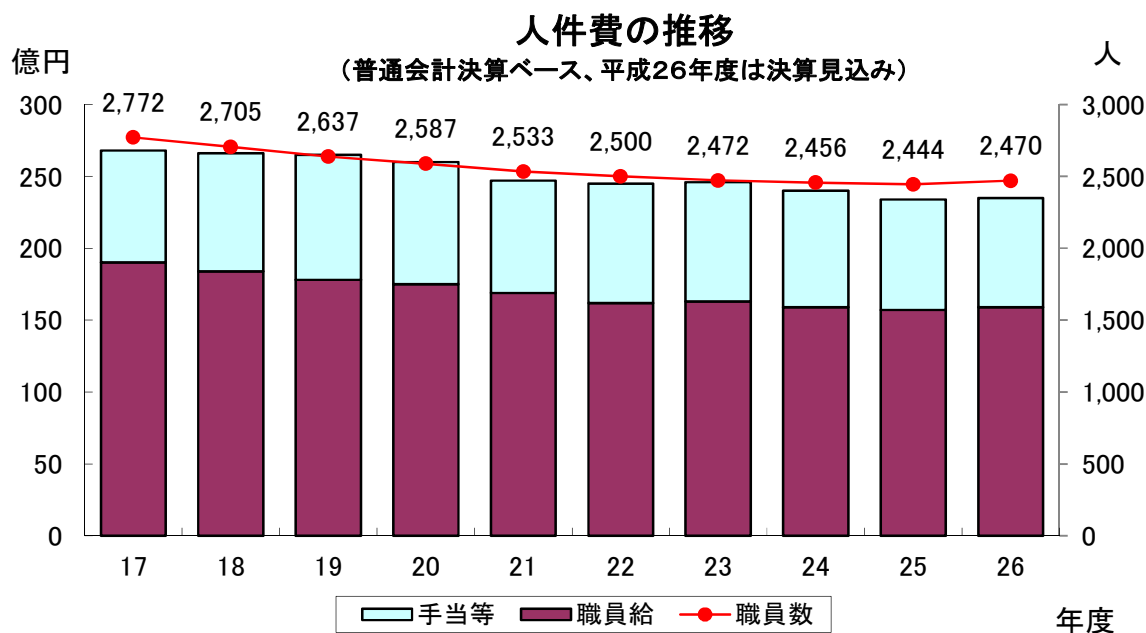
○公債費は、特別区債の元金及び利子の償還金をいいます。なお普通会計上、満期一括償還地方債については、償還財源として減債基金に積み立てた時点で公債費として扱い、満期一括償還時には公債費としないこととされています。

(2) 義務的経費の状況

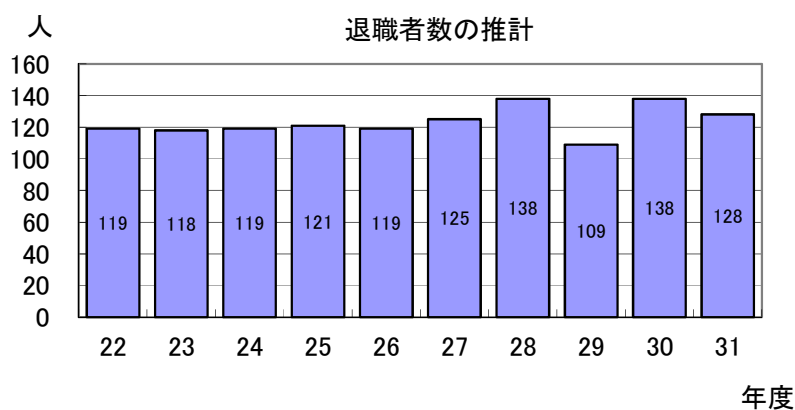
①人件費

(参考編P37)

人件費の平成26年度決算は、対前年度でほぼ横ばいとなる見込みです。一方で、職員数は、公的年金の支給開始年齢引上げに伴う再任用の義務化の影響などにより、前年度から26人の増となっています。



平成26年4月1日現在の職員総数は2,470人で、平均年齢は42.6歳、人件費の平成26年度の決算見込みは約234億6千万円となっています。平成17年度から平成26年度の間で比較すると、「北区経営改革プラン」「職員定数管理計画」等の行政改革の取組みなどにより、302人の職員を削減し、人件費は約34億1千万円の減となっています。なお、平成27年4月1日現在の職員総数は2,466人で、平均年齢は42.2歳と低下していますが、その一方で団塊の世代の退職などによる大量退職が続いており、今後も数年間は退職手当が高水準のまま推移することが見込まれています。



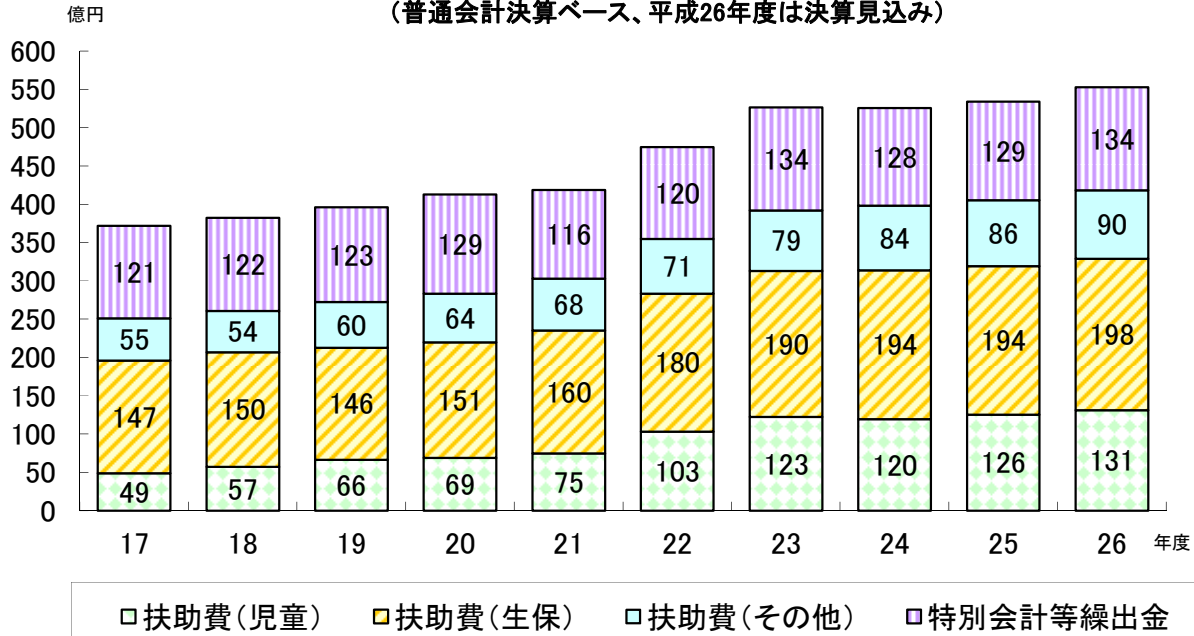
※平成26年度以前は実績、平成27年度以降は平成27年4月1日の職員構成に基づき、勧奨退職等の発生数(過去5年の平均値)を加算して推計しています。

②扶助費及び特別会計等繰出金の状況

(参考編P37)

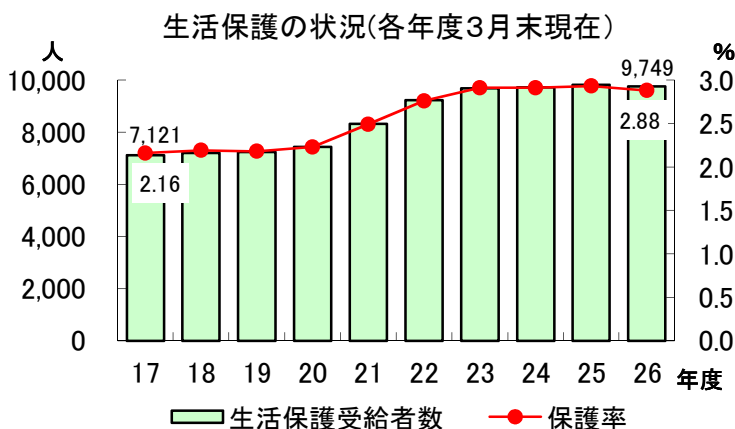
扶助費は、保育所待機児童解消に伴う児童福祉費の伸びや高齢化の進行などにより、年々増加しており、財政圧迫の要因の1つとなっています。また、実質的な義務的経費である特別会計等に対する繰出金も増加傾向にあります。

扶助費と特別会計等繰出金
(普通会計決算ベース、平成26年度は決算見込み)



扶助費は、保育所待機児童解消対策の推進や、特別区の平均を上回る高齢化の進行などにより、増加傾向が続いています。また、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の各特別会計等に対する繰出金も、医療費の増加などによって引き続き高い水準にあり、両者を加えた実質的な義務的経費は高止まりの状態が続いています。

平成26年度決算見込みでは、扶助費が約419億円、特別会計等繰出金が約134億円となっており、今後さらに北区の財政を圧迫することが懸念されています。なお、平成26年度からは地方消費税率引上げによる増収分を活用しています。



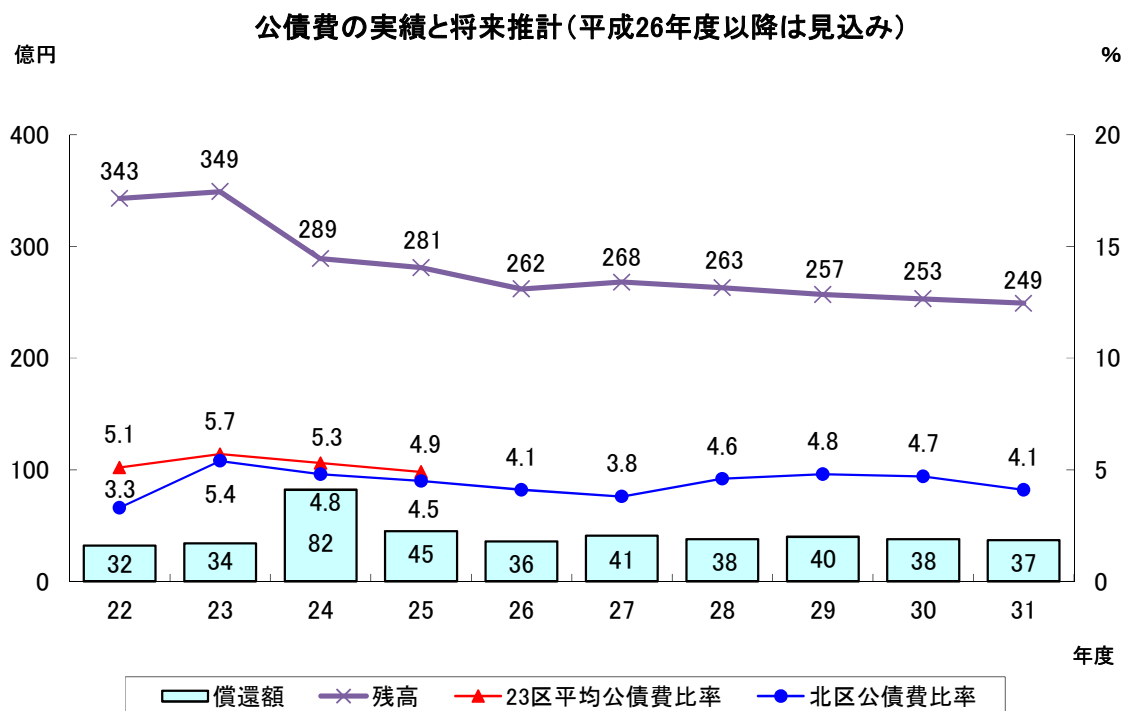
扶助費において、最も大きな割合を占める生活保護費の10年間の生活保護受給者の推移をみると、平成17年3月の7,121人(保護率2.16%)から、平成27年3月現在では、9,749人(保護率2.88%)にまで達しており、近年は高止まりの状態が続いています。

(※受給者数は保護停止中を含む)

③公債費

(参考編P37)

公債費は、満期一括償還で高くなっている年度を除き、概ね30億円から40億円台で推移しています。今後も小・中学校の改築などをはじめとした、施設の更新需要を抱えており、計画的な特別区債の活用が求められています。



(上記グラフ基礎数値)

平成28年度以降、毎年30億円の特別区債の発行を想定し、試算しています。

(想定発行条件：元利均等、20年償還うち据置3年、年利2.0%)

公債費は、平成22年度以降は概ね30億円から40億円台の償還額となっており、公債費比率についても平成25年度は4.5%で、平成24年度に引き続き23区の平均値を下回っています。

なお平成24年度については、赤羽スポーツの森公園用地の公園債の元金39億7千万円を一括償還したため、償還額が高くなっています。

4 区立施設の良い管理運営のために

区内には学校をはじめとして、各種福祉施設、区民センター、社会教育施設など、区民のみなさんにご利用いただいている様々な施設があります。これらの施設の運営には、多額の人件費を要するとともに、良好な状態でサービスを提供するための維持費や修繕費なども多額に上ります。また、少子高齢化の進展に対応した施設配置のあり方も求められる状況にあります。今後も引き続き、指定管理者制度による外部化など、施設に応じた管理運営方法を導入するなど、効率的で多様なサービスの提供に努めていきます。

○主な施設状況（区立）

（平成27年4月1日現在）

施設名	施設数		面積 (建物) m ²	直営施設の区職員数 (正規・再任用・非常勤・再雇用)
	直営(一部委託を含む)	指定管理・全部委託		
小学校	37	37	200,817	77
中学校	12	12	99,025	35
図書館※①	15	15	14,597	59
保育園	42	29	29,907	655
児童館	25	18	12,150	117
学童クラブ	60	42	5,477	95
ふれあい館※②	21	14	13,125	2
特別養護老人ホーム	4	0	27,931	0
障害者関係施設※③	7	1	11,046	42

※①図書館の施設数等には、中央図書館分室を含みます。

※②ふれあい館の区職員数が直営施設数に満たないのは、併設する地域振興室の職員が一体管理しているためです。

※③障害者関係施設とは、障害者福祉センター・福祉工房・福祉作業所・福祉園をいいます。

○指定管理者の導入施設数

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
導入数	58	28	13	12	3	5	6	3	6	4	138

※138施設のうち4施設は廃止

平成27年度導入施設（4施設）

施設種別	施設名
北とびあ	北とびあ
駐車場	赤羽駅西口駐車場
自転車駐車場	赤羽駅西口自転車駐車場
	北谷端公園脇自転車駐車場

○老朽化が進む区立施設

区立小・中学校を例にとると、昭和30年代後半から40年代前半に建築された校舎が多く、改築を完了した学校（8校）以外、すべての小・中学校が建築後40年を経過しています。

このほか、既存の区立施設についても、改修・改築などの対応が必要です。

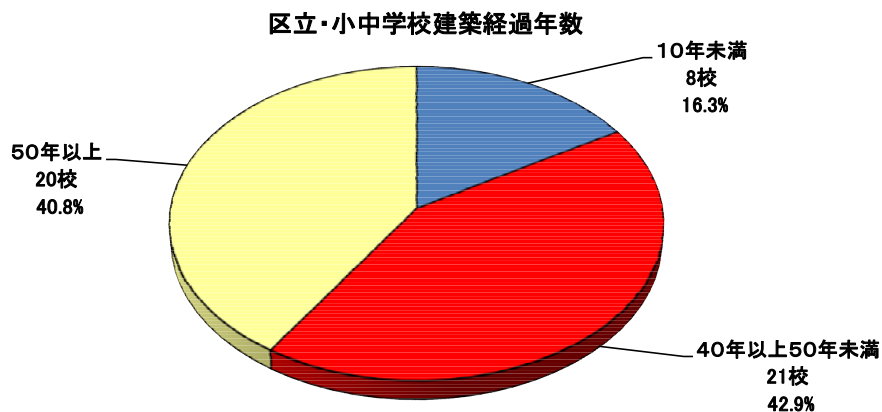
○区立施設の建設、改築経過年数

(平成27年4月1日現在)

	小学校	中学校	区民センター	保育園	橋 梁
10年未満	2	6	2	5	2
10年以上20年未満	0	0	5	1	1
20年以上30年未満	0	0	4	0	10
30年以上40年未満	0	0	1	12	5
40年以上50年未満	17	4	0	21	8
50年以上	18	2	0	3	11
合 計	37	12	12	42	37

※小・中学校については鉄筋化されてからの年数を記載しています。

※橋梁には区管理の歩道橋、人道跨線橋、河川橋、公園橋を含みます。



(参考) 学校改築経費所要額 (試算)

○建設費		988 億円
内 訳	国庫補助金	30 億円
	特別区債	620 億円
	基金繰入金 ※	205 億円
	一般財源 (A)	133 億円
○元利償還金(特別区債) (B)		853 億円
○一般財源所要額 (A+B)		986 億円

※約1,000億円もの近い将来の学校改築需要に対し、計画的な事業推進を図るため、平成12年度から学校改築基金を積み立てています。平成26年度末の残高は約133億円となっています。

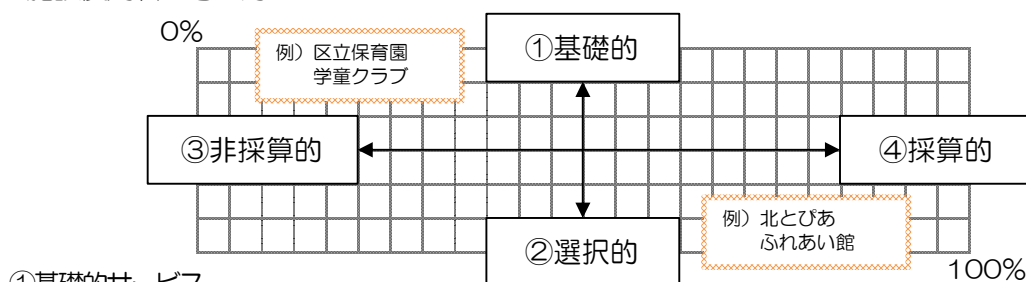
(試算の前提)

「東京都北区立学校適正配置計画」及び「北区立小・中学校改築改修計画」を考慮し、平成27年度から区立の小・中学校38校を改築するものと想定し、1校あたりの改築経費を26億円と見込んでいます。

5 受益者負担の考え方

公共施設を利用する際の使用料や負担金として、利用者に負担を求める経費は、光熱水費・維持管理費・人件費など経常的な施設管理に要する経費です。利用者負担率は行政サービスの内容により、基礎的かつ非採算的サービスであるほど低く設定し、選択的かつ採算的サービスであるほど高く設定しています。さらに、施設の性格、利用者と非利用者等の負担の均衡、利用者の負担能力や施設水準にも留意しながら、使用料や負担金の設定を行っています。

○施設使用料の考え方



①基礎的サービス

法令等に基づき提供している行政サービスであり、区民が日常生活を営む上で基本的・必需的な行政サービス

②選択的サービス

区民の日常生活をより快適で潤いのあるものにするため、または基礎的サービスのレベルアップとして、提供している行政サービス

③非採算的サービス

市場原理によっては提供されにくいサービスで行政が中心になって提供しているサービス

④採算的サービス

民間においては市場原理により提供されているサービスであるが、行政としても提供しているサービス

○使用料・自己負担金の改定

北区では、使用料・自己負担金について原則として3年ごとに改定を行っており、平成27年度の料金改定にあたっては、受益者負担の適正化を進めるとともに、自主財源の確保、政策的課題の解決、利用者の利便性向上等を目的に、幅広く検討を行いました。

その結果、元気ぷらざ温水プール・十条台温水プールやふれあい館の和室利用料金など、6項目の使用料等の見直しを行うとともに、平成26年4月から実施された消費税率の引上げに伴い、消費税分が適正に転嫁されるよう改定を行うことといたしました。

○主な施設の受益者負担と一般財源(26年度決算額)

(単位：千円)

施設名	歳出 ※1			歳入 ※2		
	運営費	人件費	合計	使用料等	国、都補助金等	一般財源
区立保育園	4,362,869	4,312,288	8,675,157	997,602 (11.5%)	58,992 (0.7%)	7,618,563 (87.8%)
学童クラブ	214,142	388,423	602,565	106,911 (17.7%)	0	495,654 (82.3%)
北とびあ	621,832	58,944	680,776	288,920 (42.4%)	0	391,856 (57.6%)
ふれあい館	195,058	6,916	201,974	63,363 (31.4%)	0	138,611 (68.6%)

※1 歳出には減価償却分を含んでいない。

※2 歳入の()は構成比を示す。

6 財源の確保、的確な基金の運用をめざして

(参考編P37)

税収等の大きな伸びを期待することが難しい財政状況下では、効率的な行政運営を心がけるとともに、経済変動や将来の財政負担を的確に捉えた、計画的で安定的な財政運営が欠かせません。

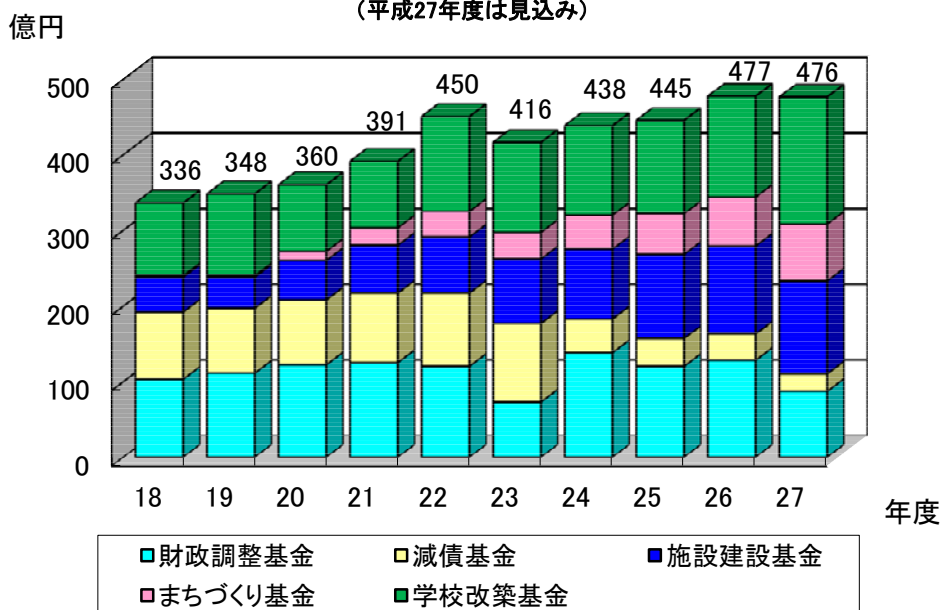
景気の変動等による減収にも対応し、安定したサービスの提供を行うための財政調整基金や、特別区債の返済を計画的に行うための減債基金、今後のさまざまな施設計画に備えた施設建設基金などを適切に積み立て活用することが、自立した基礎自治体としての必須の要件です。

さらに北区では、多額の経費を必要とする庁舎建設や十条駅周辺のまちづくり、学校改築に備えて、計画的な基金への積立てを行っているほか、学校跡地の売却代金については、平成22年度に旧赤羽台中学校分約41億円を学校改築基金へ、平成24年度に旧富士見中学校分63億円を財政調整基金へ積み立ており、平成27年度は、旧桜田中学校分として約39億円を学校改築基金へ積み立てる予定です。

なお、平成13年度からは、前年度の一般会計純剰余金の2分の1を財政調整基金に繰り入れる措置を行っており、経済状況などを踏まえながら、安定的で機能的な財政運営を図るため、的確な基金運用に努めています。

主要5基金残高の推移

(平成27年度は見込み)



(単位：百万円)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
財政調整基金	10,250	11,117	12,227	12,494	11,959	7,319	13,821	12,017	12,826	8,670
減債基金	8,900	8,610	8,600	9,200	9,700	10,400	4,500	3,705	3,547	2,335
施設建設基金	4,600	4,120	5,200	6,300	7,400	8,500	9,200	11,060	11,570	12,297
まちづくり基金	200	201	1,201	2,300	3,400	3,490	4,500	5,443	6,456	7,470
学校改築基金	9,600	10,780	8,800	8,800	12,500	11,900	11,800	12,267	13,296	16,780
合計	33,550	34,828	36,028	39,094	44,959	41,609	43,821	44,492	47,695	47,552

※平成27年度は平成26年度決算に基づく見込み額

第3章 財政収支の現状

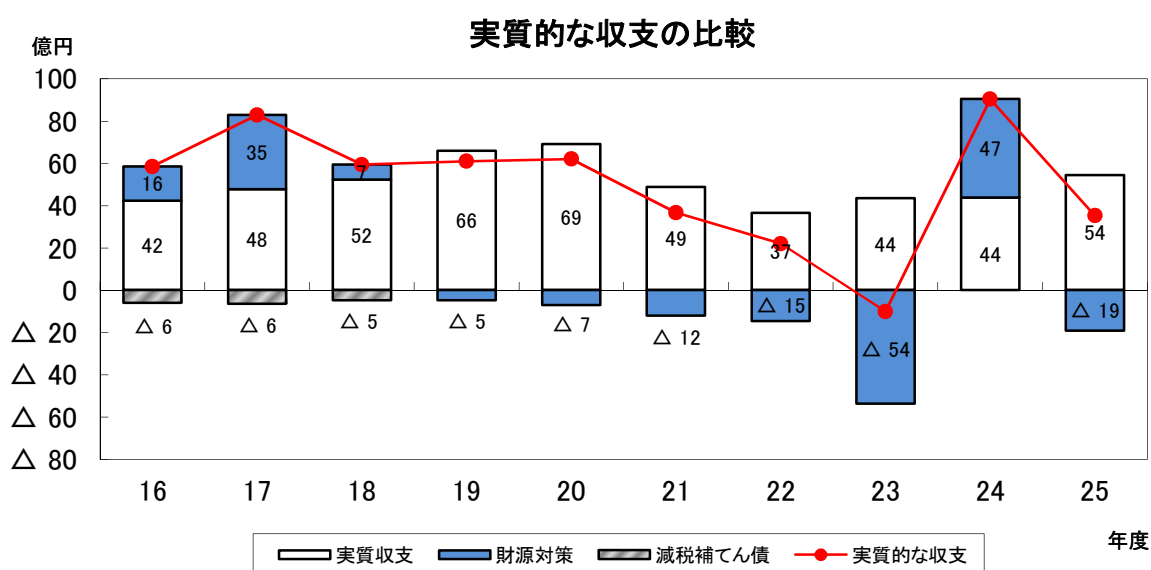
1 財政収支の現状

(参考編 P35)

標準財政規模(※1)に対する実質収支額の割合である「実質収支比率」(※2)は、平成25年度は7.2%でした。

実質収支から財源対策分(※3)を除く「実質的な収支」(※4)では、平成25年度は引き続きプラスとなっていますが、これは景気回復の影響を受けて、特別区交付金等の増加による歳入の増が、歳出の増を上回ったことによるものです。

なお、財政運営上歳入不足があった場合は、財源対策や減税補てん債(※5)の発行によりその不足分を補てんしていますが、平成16年度から平成25年度までの10年間の累計額では、約129億円にも及んでいます。



※1 標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示す指標です。公債費比率や実質収支比率等の財政指標を算出するために用いられます。

※2 実質収支比率は以下の式で算出します。

$$\frac{\text{実質収支額 (歳入から歳出及び翌年度に繰り越すべき財源を除いた額)}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

※3 財源対策とは、財政調整基金・減債基金の両基金の取崩額から積立額を差し引いた額及び減収補てん債です。

※4 実質的な収支とは、実質収支から財源対策等を差し引いた額です。

※5 減税補てん債とは、特別区税等に係る減税に伴う減収分を埋めるための地方債で、平成6年度から、定率減税の廃止となった平成18年度にかけて発行しました。

2 北区の貸借対照表（バランスシート）（平成25年度）

バランスシートとは、一定の時点において区が保有する資産と負債というストック情報を一つの表にまとめたもので、区の財政状況が健全であるかどうかを把握するための財務報告書です。なお、(2)連結バランスシートは、普通会計、公営企業会計、公営事業会計、一部事務組合、広域連合、土地開発公社、第三セクター等を連結対象としています。

(1) 普通会計貸借対照表（バランスシート）

借 方		貸 方	
【資産の部】		【負債の部】	
1. 公共資産	3,830億円	1. 固定負債	410億円
(1) 有形固定資産	3,684億円	(1) 地方債	236億円
(2) 売却可能資産	146億円	(2) 長期未払金	0億円
2. 投資等	346億円	(3) 退職手当引当金	174億円
(1) 投資及び出資金	1億円	2. 流動負債	66億円
(2) 貸付金	15億円	(1) 翌年度償還予定地方債	29億円
(3) 基金等	318億円	(2) 短期借入金（翌年度繰上充用金含む）	0億円
(4) 長期延滞債権	15億円	(3) 未払金	0億円
(5) 回収不能見込額	△3億円	(4) 翌年度支払予定退職手当	25億円
3. 流動資産	220億円	(5) 賞与引当金	12億円
(1) 現金預金	214億円	負債合計	476億円
(2) 未収金	6億円	【純資産の部】	
資産合計	4,396億円	純資産合計	3,920億円
		負債・純資産合計	4,396億円

(2) 連結貸借対照表（バランスシート）

借 方		貸 方	
【資産の部】		【負債の部】	
1. 公共資産	4,044億円	1. 固定負債	440億円
(1) 有形固定資産	3,898億円	(1) 地方債	261億円
(2) 無形固定資産	0億円	(2) 長期借入金	0億円
(3) 売却可能資産	146億円	(3) 長期未払金	0億円
2. 投資等	362億円	(4) 退職手当引当金	179億円
(1) 投資及び出資金	5億円	2. 流動負債	76億円
(2) 貸付金	2億円	(1) 翌年度償還予定地方債	35億円
(3) 基金等	336億円	(2) 短期借入金（翌年度繰上充用金含む）	0億円
(4) 長期延滞債権	28億円	(3) 未払金	3億円
(5) その他	1億円	(4) 翌年度支払予定退職手当	26億円
(6) 回収不能見込額	△10億円	(5) 賞与引当金	12億円
3. 流動資産	300億円	(6) その他	0億円
(1) 資金	280億円	負債合計	516億円
(2) 未収金等	20億円	【純資産の部】	
資産合計	4,706億円	純資産合計	4,190億円
		負債・純資産合計	4,706億円

※貸借対照表（バランスシート）の詳細については<http://www.city.kita.tokyo.jp/zaisei/kuse/zaise/hokokusho.html>をご覧ください。毎年度9月末頃に前年度分を公表しています。

3 北区の財政健全化判断比率の状況（平成25年度）

（単位：％）

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北区の比率	—	—	△2.4	—
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字額または連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は「—」となります。

【指標の概要】

・実質赤字比率

標準財政規模（※1）に対する実質赤字の割合です。北区の一般会計等（※2）の実質収支額は約54億円の黒字であり、「実質赤字比率」は算定されないため「—」表示となっています。

※1 標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示す指標です。公債費比率や実質収支比率等の財政指標を算出するために用いられます。平成25年度の北区の標準財政規模は約756億円です。

※2 北区の「一般会計等」とは、一般会計、用地特別会計（予算計上なし）、中小企業従業員退職金等共済事業会計の各会計の合計です。

・連結実質赤字比率

標準財政規模に対する、全会計を対象とした実質赤字額合計の割合です。北区の平成25年度全会計の実質収支額等の合計は約78億円の黒字であり、「連結実質赤字比率」は算定されないため「—」表示となっています。

・実質公債費比率

標準財政規模等に対する実質的な公債費（区の借金の返済金）相当額の割合です。平成23～25年度の平均値を使用しています。

比率は△2.4%となっていますが、北区が交付されていない地方交付税の基準財政需要額に算入されている区債償還経費約58億円を実質的な公債費から差し引いているためです。仮にこれを差し引かないで算定すると5.2%となります。

・将来負担比率

標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合です。北区の将来負担比率は、将来負担額に対する充当可能財源等が上回るため「—」表示となっています。これは、北区が交付されていない地方交付税の基準財政需要額に算入される見込みの区債償還経費約779億円を差し引いているためです。仮にこれを差し引かないで算定すると2.0%となります。

また、充当可能財源には、介護保険料の軽減に用途が限定されている介護保険給付費準備基金や中小企業退職金等共済給付のための基金が入っています。

一方で多額の財源が必要となる学校改築経費やその他の施設の更新経費が将来負担には加算されていません。実際の北区の将来負担額を表しているとは言い切れないものであることに注意が必要です。

4 平成25年度決算財政比較分析表

平成25年度決算をもとに財政比較分析表をまとめました

各地方公共団体が住民の皆さんの理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくためには、財政運営上の課題をわかりやすくお知らせする必要があります。そこで、総務省は、全国的な取り組みとして類似団体間で財政指標を比較した分析表を作成し、公開しています。

このたび、北区の平成25年度の財政分析表をまとめましたのでお知らせします。なお、比較対象の類似団体は特別区(23区)です。

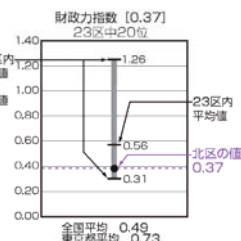
問 財政課 ☎(3908)1105

① 財政力

財政力指数は前年度と同数の0.37となり、特別区税の歳入に占める割合が19.6%と23区平均を大きく下回るなど、低い水準で推移しています。一方で、都区財政調整交付金は歳入の35.5%を占め、依存度が高い状況にあります。その要因として、少子高齢化の進展が著しいことが考えられ、ファミリー層などの担税力のある世代の定住化を図り、バランスのとれた人口構成の実現に努めていく必要があります。

23区には、各区の税収入に大きな差があるという特徴があるため、23区間の財源の均衡化を図る仕組みとして都区財政調整制度があります。本来、市町村税である、市町村民税法人分など「調整三税」の一部が各区の財政状況に応じて交付されます。これにより23区の財源の均衡化が図られています。

財政力指数：地方公共団体の財政力を示す数字で、この指数が大きいくほど財源に余裕があることを表します。

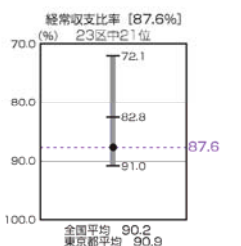


② 財政構造の弾力性

経常収支比率は、前年度から1.8ポイント減少し87.6%となりました。これは、待機児童解消を図るため保育所定員の拡大による扶助費の増など経常的な経費が増加したものの、景気の回復による都区財政調整交付金等の増により経常的な経費に充当された一般財源の増加がそれを上回ったことによるものです。

引き続き、取納対策の充実や「北区経営改革プラン2015」の実行に全力を挙げて取り組み、適正水準とされる70~80%の範囲に収めるよう努めます。

経常収支比率：この数値が大きくなるほど、新たな施策に対応する余地が少なくなり、財政構造の弾力性が失われることとなります。一般に70~80%が適正水準と考えられています。



③ 人件費・物件費等の状況

人口1人当たりの人件費・物件費等決算額は、予防接種費等による物件費や道路等維持補修費の増加が人件費の減少を上回ったことで、前年度比0.5%の増加となりました。維持補修費については、施設の経年劣化により今後増加していくことが見込まれますが、「公共施設再配置方針」による公共施設の総量削減を推進するとともに、計画的な維持保全に努め、適切な管理を行っていきます。

人口1人当たり人件費・物件費等決算額：人件費、物件費等の行政運営に係る基本的コストを表す指標です。

※人件費、物件費及び維持補修費の合計です。ただし、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含みません。



市町村財政比較分析表(平成25年度決算)

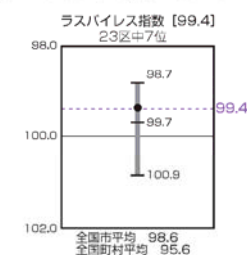
東京都北区 ●人口334,723人 ●歳入総額133,566,783千円
(中6.1:現在、住民基本台帳より)
●面積20.61km² ●歳出総額127,958,413千円

※他区の財政比較分析表は東京都総務局行政部のホームページでご覧になれます。
http://www.soumu.metro.tokyo.jp/05gyousei/04kusicousonzaisei.html

④ 給与水準(国との比較)

ラスパイレス指数は、前年度比で8.7ポイント減少し、99.4となりました。前年度は国家公務員の時限的な給与改定特例法の措置が反映されていたため大幅な減少となりましたが、この措置が無いとした場合の指数と比較しても、給与水準の引下げなどにより前年度比0.5ポイントの減少となっています。給与については、特別区人事委員会勧告による特別区共通の給料表を使用しており、今後も特別区として給与体系の再構築を進め、総人件費の抑制に努めます。

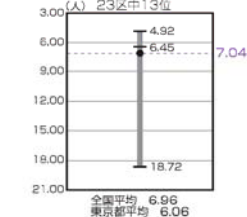
ラスパイレス指数：国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与の水準を示す指数です。職員の職種別構成割合または経験年数等の職員構成の状況によっても指数は上下します。



⑤ 定員管理の状況

普通会計の職員数は前年度比24人の増となり、人口1千人当たりの職員数は7.04人で前年度から0.04人増加しました。行政需要の多様化、複雑化に対応しつつ、指定管理者施設の拡充をはじめ、外部化を基軸とした事務事業の見直しを進めるなど、「職員定数管理計画2015」に基づいた適正な定数管理を行い、23区の平均水準を下回るよう抑制に努めます。

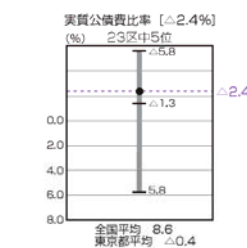
人口1千人当たりの職員数：適正な定員管理の指標となる数値ですが、地方公共団体の規模等にも左右されます。



⑥ 公債費負担の状況

実質公債費比率は、区債(区の借金)償還額が減少傾向にあることなどにより、前年度比0.4ポイント低下し、23区平均を1.1ポイント下回っています。今後も学校改築や福祉施設整備などで区債発行が見込まれますが、引き続き将来負担への影響に配慮し、計画的な活用を図るとともに、減債基金への積立を継続し、償還財源を確保していきます。

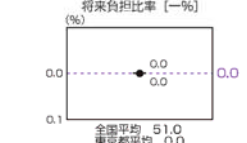
実質公債費比率：地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、この数値が低いほど公債費負担が健全であることを示します。実質公債費比率が18%以上の団体は、起債に許可が必要とされます。



⑦ 将来負担の状況

区債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額等を含めた将来負担額に対して、基金などの充当可能財源が上回っている状態にあり、将来負担比率は引き続き算定されませんでした。今後も区債の発行等に当たっては、財源措置の有無などを勘案し適正な活用に努めます。

将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。



北区ニュース(平成27年5月20日号)から

第4章 区民福祉の向上のために……北区の取り組むべきこと

1 平成27年度予算編成方針

「区民とともに」の基本姿勢のもと、急速に進行する少子高齢化への対応をはじめ、新庁舎の建設と公共施設の更新需要、首都直下地震等に備えた防災・減災対策など喫緊の課題への迅速な対応はもとより、「地域のきずなづくり」と「子育てファミリー層・若年層の定住化」の2つの最重要課題についても積極的に取り組むため、3つの優先課題を中心に、限られた資源を各分野に重点的・効率的に配分しました。

さらに、まちづくりの一層の推進や東京オリンピック・パラリンピックを見据えた北区の魅力の発信など、北区の新たな魅力や価値を創出する施策を積極的に展開して、「人が輝く、まちが輝く、未来が輝く ふるさと北区」の実現に向けて、新たな基本計画の初年度を力強くスタートする予算とします。

2 平成27年度当初予算の特徴と重点分野

(1) 予算の特徴

日本経済の先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されています。しかし、消費者マインドの弱さや海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクへの留意が必要であるとされています。こうした経済状況のなか、平成26年7月から9月期の国内総生産については、物価の影響を除いた実質成長率が2期連続のマイナス成長となり、成長軌道には戻りきっていないとの判断から、消費税率10%への引上げについて、18か月延期されることとなりました。

一方、北区においても、区の主要財源である都区財政調整交付金や特別区税について大幅な伸びを期待することは難しく、消費税率8%への引上げにより地方消費税交付金が増収となったものの、平成26年度税制改正における法人住民税の一部国税化の影響が初めて出現することに加えて、地方法人課税の更なる不合理な見直しや、消費税率10%への引上げが延期されたことによる社会保障財源への影響が懸念されるなど、今後とも厳しい財政状況が続くと考えられます。

しかし、このような環境下にあっても、急速に進行する少子高齢化への対応をはじめ、新庁舎の建設と公共施設の更新需要、首都直下地震等に備えた防災・減災対策など多くの行政需要に対し、正面から取り組みを進めていく必要があります。

そこで、平成27年度予算編成では、「区民とともに」の基本姿勢のもと、喫緊の課題への迅速な対応はもとより、北区の10年後のあるべき将来を見据えて「北区基本計画2015」で新たに設定された「地域のきずなづくり」と「子育てファミリー層・若年層の定住化」の2つの最重要課題についても積極的に取り組むため、3つの優先課題を中心として限られた資源を各分野に重点的・効率的に配分しました。さらに、まちづくりの一層の推進や東京オリンピック・パラリンピックを見据えた北区の魅力の発信など、北区の新たな魅力や価値を創出する施策を積極的に展開して、「人が輝く、まちが輝く、未来が輝く ふるさと北区」の実現に向けて、新たな基本計画の初年度を力強くスタートする予算とします。

(2) 3つの優先課題などへの取組み

① 「地震・水害に強い安全・安心なまちづくりに全力」で取り組むこと

復興増税を活用しながら、引き続き「北区地域防災計画」における取組みを着実に推進して、地域防災力を向上していきます。まず、災害時の情報通信基盤の強化を図るため、北区地域防災行政無線（同報系）拡声子局のデジタル化を5年間で計画的に進めるとともに、難聴地域への対策として、拡声子局の増設や自動電話応答装置の設置を行います。さらに、スタンドパイプセットを自主防災組織に配備するほか、風水害や土砂災害から身を守るための訓練やマニュアル作成等を支援していきます。また、避難所や公共施設の安全性を高めるため、特定天井の脱落防止対策を行うとともに、「木密地域不燃化10年プロジェクト」に基づく不燃化特区制度を活用した密集住宅市街地の整備や住宅の不燃化の促進、都市防災不燃化促進事業の新地区への導入などを進めていきます。

あわせて、道路の安全性を高めるため、陥没の原因となる路面下の空洞調査や大型標識の調査などを行うほか、生活安全の向上のため、町会・自治会や商店街への防犯カメラ設置助成の引き続きの実施や、振り込め詐欺対策にも力を入れていきます。

② 「長生きするなら北区が一番」を実現すること

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、高齢者あんしんセンターを核として地域の見守り・支えあい活動を推進するほか、高齢者あんしんセンターサポート医の増員や在宅療養協力支援病床の確保などに取組み、介護と医療の連携を更に強化していきます。また、地域において認知症の方とその家族を支援するため、地域の方、専門職など誰でも参加することができる「認知症カフェ」を高齢者あんしんセンター圏域に順次開設します。さらに、第6期介護保険事業計画における新しい総合事業の着実な実施に向けて、総合事業資源調査・分析や、生活支援コーディネーターの配置、ボランティア育成研修などを行い、多様な主体による多様なサービスを提供するための受け皿整備を進めていきます。その他、ピロリ菌による感染の有無などを調べる胃がんハイリスク検診の実施、高齢者いきいきサポーター制度の拡充などに取り組んでいきます。高齢者施設については、平成29年度の開設を目指して、旧北園小学校跡地に（仮称）区営シルバーピア赤羽北の建設及び民間による特別養護老人ホーム（仮称）さくら荘の整備を進めるほか、浮間二丁目に民間による特別養護老人ホーム（仮称）浮間こひつじ園の整備を誘導します。このように高齢者の喫緊の課題の解決に全力で取り組むとともに、長生きするなら北区が一番研究会を開催して、「高齢者の活力を活かした北区モデル」の検討を始めるなど、区の将来を見据えた取組みにも力を入れていきます。

③ 「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにする

子ども・子育て支援新制度を着実に推進し、子育て支援の量の拡充と質の向上を図るため、保育所の定員を拡大して待機児童解消に努めるほか、保育士等を対象とした各種講習会の充実や、利用者支援事業、養育支援が特に必要な家庭に対する養育支援訪問事業など新たな事業を開始します。さらに、産前産後期の母親の負担軽減や育児不安の解消を図るため、産前産後セルフケア講座や、現行制度を利用しやすく改善した安心ママヘルパー事業を実施するとともに、産後ケアの取組みを支援します。そのほか、放課後子ども総合プランを新たに5校で開始するとともに、プランの整備に伴い児童館から移行する浮間子どもセンター・ティーンズセンター及び栄町子どもセンターのモデル運営を着実に進めていきます。

教育分野では、「教育先進都市・北区」を推進していくため、理科支援員の中学校全校

への配置、小学校3・4年生を対象とした学力フォローアップ教室や、中学生の進路目標の実現に向けた支援を行う夢サポート教室のモデル実施など新たな取り組みを行い、確かな学力の定着と向上に一層取り組んでいきます。さらに、モデル事業として、中学校の放課後にイングリッシュプラザを開設するなど、グローバル化に対応した教育環境づくりにも力を入れていきます。その他、心の教育の推進、家庭教育力の向上、小中学校全校へのタブレット型端末等の計画的な導入などを進めるほか、小中一貫校の設置について検討していきます。また、安全・安心な教育環境を整備するため、なでしこ小学校の改築工事に着手するほか、田端中学校、稲付中学校に加えて、浮間中学校の改築に向けた設計を行います。そのほか、田端小学校及び西ヶ原小学校のリフレッシュ改修工事や、第四岩淵小学校のリフレッシュ改修に向けた設計を行うほか、小・中学校のトイレの洋式化や、小学校への防犯カメラの設置などを計画的に進めていきます。

④ まちづくりの一層の推進

王子駅周辺のまちづくりでは、学識経験者や関係機関、地元住民からなる検討会を立ち上げて、平成26年度末にまとめた素案をベースに、都市基盤の方向性や、動線計画、土地利用などを示した「王子駅周辺まちづくりランドデザイン」を策定します。十条駅周辺については、十条駅西口地区市街地再開発の着実な推進を支援するとともに、連続立体交差事業に関連する鉄道付属街路の都市計画案を作成します。さらに、板橋駅周辺については、駅舎の改修に合わせてバリアフリー化を進めるため、駅前広場及び滝野川桜通りの基本設計を実施し、田端駅周辺のバリアフリー化整備については、昇降施設設置の基本設計を行います。そのほか、十条跨線橋の架替整備について東十条駅南口駅前広場の基本設計を行うほか、北赤羽駅、駒込駅の2ルート目のエレベーター設置調査や、京浜東北線赤羽駅のホームドアについて設計費の補助を行います。

なお、公園等の整備については、(仮称)赤羽台のもり公園用地をUR都市機構から取得するほか、稲付公園の再生整備や田端新町公園の再生整備に向けた設計を行います。

⑤ 東京オリンピック・パラリンピックを見据えた北区の魅力の発信

東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えて、スポーツ施設のバリアフリー化整備、「トップアスリートのまち・北区」PRプロジェクト、障害者スポーツ交流イベント、そして、北区版スポーツアカデミー事業などを計画的に進めていきます。

平成27年度の主な取り組みとしては、中央公園運動場のバリアフリー化工事や更衣室・シャワー室の改修を実施するとともに、「ROUTE 2020・トレセン通り」のサイン設置やPR、ナショナルトレーニングセンター周辺ジョギングコースの利用環境の充実などを図ります。

さらに、ナショナルトレーニングセンターとの連携を図り、高い技術力を持ったコーチ陣が指導する通年のフェンシング教室及び車いすフェンシング教室を開催し、オリンピック・パラリンピックの日本代表選手の輩出を目指していきます。

(3) 計画的な財政運営（歳入の確保と歳出の見直し）

厳しい財政状況にあっても、「北区経営改革プラン2015」の項目を中心に、事業の廃止を含めた既存施策の徹底的な見直し、外部化の更なる推進、学校施設跡地や遊休地の有効活用や売却、使用料の改定等受益者負担の適正化などに責任をもって取り組み、安定的な財源の確保に努め、簡素で持続可能な行財政システムを確立していきます。

基金の計画的な活用については、(仮称)赤羽体育館の建設や、なでしこ小学校の改築、特別区債の償還のために繰入れを行うほか、財政調整基金から約66億円の繰入れを行い、5基金合計で約98億円を活用します。一方で、旧桜田中学校の土地建物売払代金について学校改築基金へ積み立てるほか、多額の経費を必要とする新庁舎建設や十条駅周辺まちづくりに備えて、それぞれの基金へ10億円を積み立てます。

特別区債については、(仮称)赤羽台のもり公園用地取得や(仮称)赤羽体育館の建設など5事業に、約44億円を活用します。

歳入の確保については、特別区民税や各種保険料などの収納率のさらなる向上を図るため、各課の連携を深め、収納対策を一層充実し、総力を挙げて取り組みます。

3 地方消費税引上げ分の社会保障施策の取組み

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられ、増収分は、社会保障4経費（年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策）を含む社会保障施策に要する経費に充てられます。

平成27年度予算における北区の地方消費税交付金は、消費税率引上げ前の平成25年度当初予算対比で30億2,400万円の増を見込んでおり、約3億5,800万円を保育所の待機児童の解消など社会保障の充実に係る経費に、約26億6,600万円を生活保護法に基づく保護費や国民健康保険低所得者保険料軽減措置など社会保障の安定化に係る経費にそれぞれ活用していく方針です。

区分	充当額	主な事業
社会保障の充実	3億5,800万円	保育所の待機児童の解消事業 など
社会保障の安定化	26億6,600万円	生活保護法に基づく保護費 国民健康保険低所得者保険料軽減措置 介護保険会計への繰出金 など

4 終わりに

政府の経済見通しでは、平成27年度の日本経済は、緊急経済対策の取組などにより、雇用・所得環境が引き続き改善し、好循環が更に進展するとともに、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれています。しかし、先行きのリスクとしては、海外景気の下振れや金融資本・商品市場の動向などが挙げられ、これらの地方財政への影響が懸念されるところです。

北区においても、急速に進行する少子高齢化への対応をはじめ、新庁舎の建設と公共施設の更新需要、首都直下地震等に備えた防災・減災対策など、区民生活に直結した多くの課題に直面しています。

こうした状況下ではありますが、今後も魅力あふれる「ふるさと北区」の実現を目指し、自立した基礎自治体として、区民との協働により区民ニーズを踏まえ、そして、将来を見据えた行財政運営を心がけてまいります。

コラム1 消費税率引上げと社会保障の充実について（1）

現行の社会保障制度は、国民の暮らしを支える極めて重要な社会基盤であるものの、多くの課題に直面しています。また、我が国の経済は、社会保障関係費の増大、度重なる減税と景気低迷に伴う収収減などが相まって危機的状況にあります。

そこで、「社会保障の充実・安定化」と「財政健全化」という2つの目標を同時に実現するため、社会保障と税の一体改革の検討が進められ、平成24年8月に「社会保障・税一体改革関連法」が成立しました。その後、平成26年4月には法律の規定通り消費税率8%への引上げが行われ、その増収分は全額、子育て支援を含めた社会保障の充実・安定化に充てられました。

続く平成27年10月には消費税率10%への引上げが予定されていましたが、経済状況等を踏まえ、引上げは1年半先送りされることとなりました。

ここでは、消費税率の引上げと社会保障の充実や、引上げ延期の影響などをまとめてみました。

1. 社会保障関係費の増加と国家財政の悪化

社会保障の費用は年々増加し、国の財政の大きな部分を占める一方で、収収は大幅に不足し借金に頼る厳しい状況が続いています。このままでは、社会保障制度を安定的に機能させることが出来なくなり、将来世代に対して過重な借金を背負わせることとなってしまいます。

なお、借金は国際的にも最悪の水準となっており、国・地方の双方について集計した長期債務残高は、平成27年度末に1,035兆円（対GDP比205%）に達する見込みです。

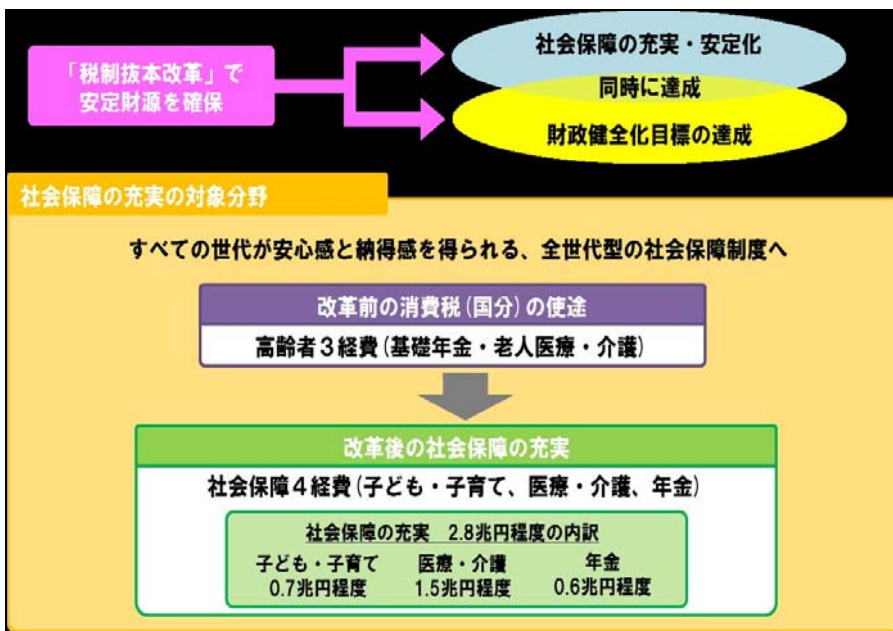
〈社会保障費・国債発行額の増大〉

	平成2年度		平成27年度	
社会保障費	11.6兆円	⇒	31.5兆円	+19.9兆円
国債発行額	5.6兆円	⇒	36.9兆円	+31.3兆円

2. 社会保障制度のための安定財源確保に向けて

今回の「社会保障と税の一体改革」では、消費税率の引上げによる増収分の全てを社会保障の財源とします。財源が安定して確保されることで、社会保障の充実・安定化を図り、同時に将来世代への負担の先送りを減らしていくことができます。

◆社会保障と税の一体改革の概要◆



財政健全化に向けた目標

政府は、借金に依存した体質を改善し、借金の残高が経済の規模を超えて増大している状況から抜け出すため、基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字（対GDP比）を半減し、2020年度までに黒字化、その後、公債等残高（対GDP比）を安定的に低下させる、という財政健全化目標を掲げています。

コラム1 消費税率の引上げと社会保障の充実について（2）

◆ 社会保障制度のための安定財源 ◆

国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合い、社会保障の安定した財源を確保する観点から、消費税を社会保障の財源としています。

なぜ、消費税なのか？

- 景気や人口構成の変化に左右されにくく、税収が安定している
- 働く世代など特定の人に負担が集中することなく、経済活動に中立的
- 高い財源調達力がある



社会保障の財源を調達する手段としてふさわしい税金

◆ 消費税増収分の活用の内訳 ◆

消費税率引上げによる増収分（平成26年度：5兆円、平成27年度：8.2兆円、消費税率10%時：14兆円）については、下記の通り活用されることとなっています。

<活用の内訳>	平成26年度	平成27年度	10%時
○基礎年金国庫負担割合2分の1	2.95兆円	3兆円	3.2兆円
○社会保障の充実（・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改善）	0.5兆円	1.35兆円	2.8兆円
○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増	0.2兆円	0.35兆円	0.8兆円
○後代への負担のつけ回しの軽減	1.3兆円	3.4兆円	7.3兆円
増収額計	5兆円	8.2兆円	14兆円

※端数処理のため合計額が合わない場合があります。

<平成27年度消費税増収分の活用について>

消費税率引上げの延期と影響

平成27年10月に消費税率10%への引上げが予定されていましたが、経済状況等を踏まえて、引上げの時期は平成29年4月に延期となりました。これにより、平成27年度に見込まれていた消費税増収分が9兆円台半ば程度から8.2兆円に減少し、それに伴い、「社会保障の充実」に向けられる額も、1.8兆円強から1.35兆円に圧縮され、財源不足が明らかとなりました。

「社会保障の充実」の優先順位付け

「社会保障の充実」財源は、当初予定より4,500億円の減となったため、政府は施策の優先順位付けを行っています。

すなわち、①子ども・子育て支援の充実、②医療・介護サービス提供体制改革の着実な実施、③国保への財政支援の拡充の3つを優先的に取り組む施策として整理し、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の実施に向けて平成27年度に予定していた「量的拡充」及び「質の改善」を全て実施するために必要な予算措置を行っています。

一方で、限られた財源の中でこれらの対応を行うため、年金受給資格期間の短縮など年金関係の充実については平成29年4月（消費税率10%引上げ時）まで実施が見送られ、介護保険料の低所得者軽減の強化についても、平成27年度は対象者を絞った一部実施として、完全実施は平成29年4月に先送りとなっています。

コラム2 法人住民税の一部国税化などについて（1）

平成26年度税制改正では、都市と地方の間に生じている税源偏在を理由に、地方税である法人住民税の一部が国税化され（地方法人税の創設）、その全額を地方交付税の原資とする見直しが行われました。また、平成26年度与党税制改正大綱では、消費税率10%の段階で、法人住民税の国税化をさらに進めるとしています。

しかしながら、法人住民税を地方自治体間の財源調整に用いることは、地方税制の根本原則を歪め、地方分権・地方自治の趣旨から大きく外れるものであり、特別区として、決して容認できるものではありません。ここでは、こうした動きの背景にある「東京富裕論」について考えながら、特別区の主張や反論をまとめてみました。

◆ 「東京富裕論」の根拠 ◆

今回の「税源偏在の是正」に関する議論は、おもに東京をターゲットにしたもので、いわゆる「東京富裕論」がベースになっています。東京が富裕であるとする理由としては、①地方交付税の算定上、都道府県分と大都市分とを合算すると財源超過となっている、②人口一人あたり地方税収額が全国平均を大きく上回っている、③手厚い行政サービス・高水準の給与が継続している、などといったことが挙げられています。

《東京都普通交付税 財源超過額の推移》

（単位：億円）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
道府県分	7,773	2,649	▲2,121	▲2,904	▲2,483	▲2,076	174
大都市分	8,935	8,238	5,954	4,942	5,015	5,386	6,890
合計	16,708	10,887	3,834	2,038	2,531	3,309	7,064

⇒交付税の算定上では、財源超過額が生じていますが、昼間流入人口が補正に十分反映されないなど、首都である東京特有の膨大な財政需要が適切に反映されていません。

◆ 特別区の主張・反論 ◆

特別区では、東京富裕論を背景とした「税源偏在是正議論」に対して、主張を取りまとめて反論するとともに、全国各地域との更なる連携により共存共栄を目指していく考え方を明らかにしています。ここでは、特別区の主張・反論を何点か紹介いたします。

1. 法人住民税の国税化は地方税の根本原則を歪めます。

○法人住民税は、法人の地域での活動、また、そこで働く人々の生活を支えるための様々な行政施策の財源として負担を求めているものであり、法人住民税の国税化は、受益と負担に基づく応益課税という地方税の原則がないがしろになっています。

2. 特別区は膨大な行政需要を抱えています。

○特別区は、約900万人もの住民と約1,200万人の昼間人口を有する大都市特有の事情を背景に、社会資本整備は膨大であり、労務単価・建築資材の高騰と重なり投資的経費は増加傾向にあります。また、子育て支援、高齢者施策、首都直下地震への対策など様々な施策に取り組んでおり、その行政需要は非常に膨大なものとなっています。

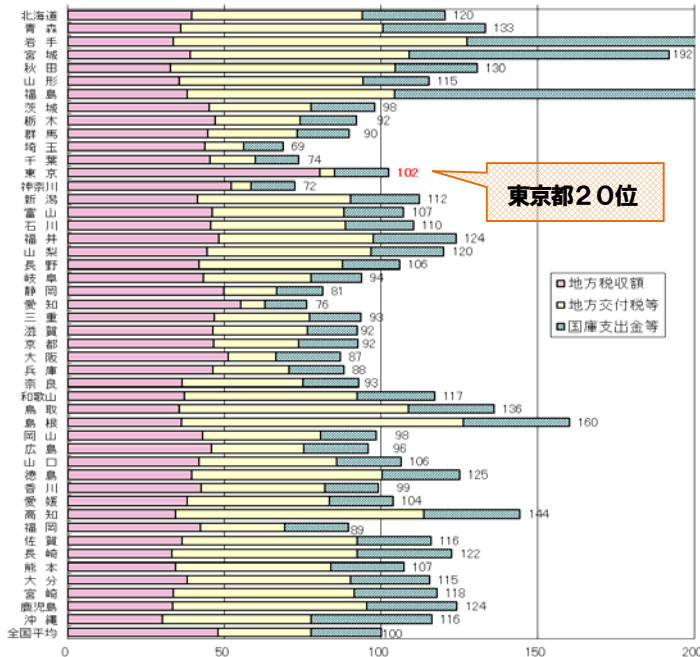
3. 特別区は行財政改革を率先して進めています。

○特別区は、全国市町村を上回るペースで職員数の削減など徹底した行財政改革を行い、行政のスリム化を図るとともに、限りある財源の中で区民サービスの向上に努めています。

4. 税源偏在は、地方交付税等で調整されるべきです。

○税には税の、財政調整には財政調整の目的と役割があります。地域間の税収格差の是正は、法人住民税の国税化という手段ではなく、地方交付税制度で行われるべきです。

《地方交付税による財源の均衡化》「全国平均を100とした場合の指数（人口一人あたり）」



★地方交付税財源の41.7%（3兆5,163億円）は、東京から納められた税です。

★地方税に地方交付税等を合わせた人口一人あたりの地方の収入を比較すると、東京は20位で全国平均に近い水準であり、東京の収入が突出しているわけではありません。

※「税源偏在是正議論についての特別区の主張（平成26年度版）」
（特別区長会）より

5. 特別区は全国各地域との更なる連携により共存共栄を目指します。

○自治体間が対立し財源を奪い合う構図は、本来の地方自治の姿ではなく、今、必要なことは、東京を含む全国の各地域が、生き活きとしたまちづくりを進め、ともに発展・成長しながら共存共栄を図っていくことです。

◆ 区財政への影響と今後の対応 ◆

法人住民税の一部国税化により、平成27年度予算から特別区交付金に影響が生じています。平成27年度は、平成26年度に比べて、23区全体で△289億円、北区では△13億円、平成28年度は、23区全体で△600億円、北区では△25億円の減収となる見込みです。

今後、国税化の更なる拡大も危惧されますが、このような改正は決して容認できるものではありません。今後とも、東京都と連携して、適切な主張と国などへの反論を行っていきます。

◆ 法人実効税率の引下げ ◆

多少視点は異なりますが、法人税率引下げによる法人住民税への影響も懸念されています。国は、日本の国際競争力を強化するため、法人実効税率を20%台に引下げることの方針に明記しました。しかし、国・地方を通じた法人関係税収が、地方自治体の行政サービスを支えるうえで貴重な財源であることを踏まえ、法人実効税率を引下げるとは、国の責任において、確実な代替財源を確保することが必要です。

なお、平成27年度税制改正では、法人実効税率の引下げ（34.62%→32.11% △2.51%）と課税ベースの拡大等が実施されており、今後、特別区への影響等も明らかになってきます。

コラム3 新たな公会計制度の導入について

地方財政の状況の厳しさが増す中で、財政の透明性を高め、区民の皆様や議会等に対する説明責任をより適切に果たすことの重要性が高まっています。こうした中、新たな公会計制度について、国の研究会で議論が進められ、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する基準が示されました。北区においても、国が示すスケジュールを踏まえて制度を導入しますが、ここでは、新たな公会計制度の意義や考え方などをまとめてみました。

◆ 新たな公会計制度導入の意義 ◆

1. 目的

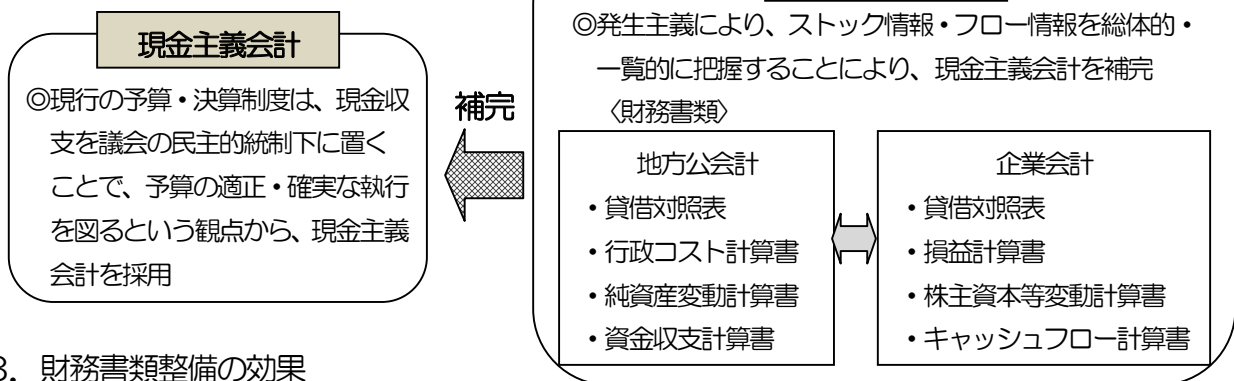
①説明責任の履行

住民や議会などに対して、財務情報を分かりやすく開示します。

②財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に活用します。

2. 具体的内容（財務書類の整備）



3. 財務書類整備の効果

① 資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握

・資産形成に関する情報（資産・負債のストック情報）を明示します。

② 発生主義・複式簿記による正確な行政コストの把握

・見えにくいコスト（減価償却費、退職手当引当金など各種引当金）を明示します。
 ・事業別、施設別等のより細かな単位でフルコスト情報での分析が可能となります。

③ 公共施設マネジメント等への活用

・固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能となります。

※ 更に、統一的な基準により財務書類を整備することで、団体間での比較が可能となります。

◆ 統一的な基準による公会計の整備促進 ◆

○平成22年9月から総務省の研究会で議論が進められ、平成26年4月に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されました。

○その後、平成27年1月には「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、当該基準による財務書類等を原則として平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成するよう総務省から要請が行われています。なお、固定資産台帳については、公共施設等の老朽化対策にも活用していくため、特に、早期の整備が望まれています。

➡ 北区では、固定資産台帳について、平成27年度中の完成を目指して整備を進めるとともに、複式簿記の導入や、それに伴うシステムの改修に向けた準備を進めていきます。

参 考 編

1 主な財政指標

(1) 人口の推移 (本文P1) (平成32年以降は推計)

(単位:人・%)

		昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年
総数	北 区	425,274	413,656	388,154	366,831	352,415	331,613
	東京都	11,109,453	11,392,619	11,422,630	11,612,356	11,698,060	11,598,634
14歳以下	北 区	84,633	85,343	76,769	65,153	48,838	38,346
	構成比	19.6	20.3	19.2	16.8	13.9	11.6
65歳以上	東京都	2,357,260	2,557,549	2,436,045	2,155,242	1,777,415	1,521,495
	構成比	21.2	22.5	21.3	18.6	15.2	13.1
14歳以下	北 区	22,686	27,910	32,930	37,960	44,468	52,595
	構成比	5.4	6.7	8.6	10.5	12.6	15.9
65歳以上	東京都	575,989	708,955	871,163	1,024,763	1,215,356	1,486,560
	構成比	5.2	6.2	7.6	8.8	10.4	12.8

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総数	北 区	319,484	316,211	318,711	322,079	321,580	325,185
	東京都	11,750,351	12,161,029	12,591,643	12,880,144	13,382,097	13,295,992
14歳以下	北 区	32,658	30,324	31,053	32,601	33,753	35,686
	構成比	10.2	9.6	9.7	10.1	10.5	11.0
65歳以上	東京都	1,430,154	1,445,820	1,489,947	1,525,911	1,413,029	1,288,289
	構成比	12.2	11.9	11.8	11.8	10.6	9.7
14歳以下	北 区	61,469	69,969	78,244	85,261	85,834	81,626
	構成比	19.2	22.1	24.6	26.5	26.7	25.1
65歳以上	東京都	1,822,748	2,176,162	2,557,714	2,917,663	3,216,447	3,273,660
	構成比	15.5	17.9	20.3	22.7	24.0	24.6

※各年1月1日現在住民基本台帳人口(外国人を除く)

北区の平成32年以降は北区行政資料集(平成26年9月発行)による

東京都の平成32年以降は東京都世帯数の予測(平成26年3月発行)による

(2) 納税義務者の推移 (本文P5、6) (平成27年度以降は推計)

(単位:人)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
特別徴収	86,832	85,547	83,989	83,183	84,218	85,953	87,093	90,442
普通徴収	71,572	72,518	72,647	74,082	74,449	84,178	84,240	84,215
計	158,404	158,065	156,636	157,265	158,667	170,131	171,333	174,657

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
特別徴収	103,177	103,819	103,769	104,141	107,171	110,080	112,140	112,443
普通徴収	70,553	67,408	65,890	64,617	65,027	64,247	63,637	64,099
計	173,730	171,227	169,659	168,758	172,198	174,327	175,777	176,542

(3) 特別区民税の推移 (本文P5、6) (平成27年度以降は推計)

(単位：億円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
決算額	188	206	238	245	246	232	228	233	236	241

	H27	H28
見込額	244	247

(4) 形式収支 (普通会計)

歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いたものです。

(単位：億円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
北区	85.8	137.3	64.0	40.1	50.7	48.2	56.1

(5) 実質収支 (普通会計) (本文P20)

形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたものです。

(単位：億円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
北区	65.9	69.2	48.8	36.6	43.6	43.9	54.4

(6) 実質収支比率 (普通会計) (本文P20)

標準財政規模に対する実質収支額の割合を実質収支比率といいます。財政運営上どの程度の実質収支が適当であるかは財政規模などにより異なりますが、概ね実質収支比率で3～5%程度が適当とされています。

(単位：%)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
北区	7.5	7.7	5.6	4.4	5.5	5.7	7.2

(7) 実質的な収支額 (本文P20)

実質収支から財源対策を差し引いたものです。

財源対策とは財政調整基金・減債基金の両基金の取崩額から積立額を差し引いた額及び減収補てん債です。

(単位：億円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
北区	61.1	62.1	36.8	22.0	△10.0	90.4	35.3

(8) 実質単年度収支（普通会計）

当該年度のみの実質収支である単年度収支から、財政調整基金への積立てや取崩しなどの措置がなかった場合に、単年度収支が実質的にどのような額になったか示すものです。

(単位：億円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
北 区	△1.6	△16.0	△49.8	△41.9	△57.7	43.5	△29.5

(9) 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費のように簡単に縮減することが困難な義務的経費や、地方公共団体が活動するために必要な経常的経費に、特別区税や財政調整交付金を中心とする経常一般財源が、どの程度使われているかによって、財政構造の弾力性を測定しようとするものです。

* 経常収支比率＝経常的な経費に充当された一般財源÷経常的に収入された一般財源

この数値が大きくなるほど、新たな施策に対応する余地が少なくなり、財政構造の弾力性が失われていることとなります。一般に70～80%が適正水準と考えられています。

(単位：%)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
北 区	84.0	77.0	84.7	86.7	89.1	89.4	87.6
23区	75.3	76.1	82.1	85.7	86.4	85.8	82.8

※平成25年度経常収支比率を区別で見ると、70%台が7区（港区、千代田区、品川区、渋谷区、中央区、豊島区、江戸川区）、80%台が15区（葛飾区、江東区、足立区、杉並区、文京区、大田区、世田谷区、荒川区、練馬区、目黒区、新宿区、台東区、板橋区、北区、墨田区）、90%台が1区（中野区）となっています。

※平成24年度までの数値は減税補てん債及び臨時財政対策債発行可能額を分母に加えた率です。

(10) 性質別構成比の推移（普通会計）（本文P12）

(単位：%)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
義務的経費	52.8	50.9	52.9	46.4	47.0	50.8	54.7	53.1	52.7
投資的経費	6.0	10.8	10.3	16.2	11.5	9.4	10.1	7.3	9.6
そ の 他	41.2	38.3	36.8	37.4	41.5	39.8	35.2	39.6	37.7

※端数処理のため、合計が100%にならない場合があります。

(11) 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）構成比の推移（普通会計）

（本文P13～15）

（単位：％）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人件費	24.5	22.8	21.9	20.9	19.9	19.8	19.8	18.9	18.3
扶助費	22.9	22.4	22.5	22.7	24.4	28.7	31.5	31.4	31.7
公債費	5.4	5.7	8.5	2.8	2.7	2.2	3.5	2.9	2.7
計	52.8	50.9	52.9	46.4	47.0	50.8	54.7	53.1	52.7

※計欄は端数処理のため、一致しない場合があります。

(12) 特別区債発行額と残高の推移（本文P11）

（単位：億円）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
発行額	17	17	62	45	32	24	35	17	33	13	44
残高	390	358	327	343	345	343	349	289	281	262	268

※平成27年度は見込み

特別区債をはじめとする地方債の発行は、平成18年度より、国又は都道府県の許可を得る許可制度から国又は都道府県との事前協議を行う協議制度へ移行しました。これは、地方分権の一環として、地方公共団体の自主性をより高めるために、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保を図る観点から移行したものです。

また平成24年度より民間資金債に係る地方債届出制度が導入されました。

(13) 公債費比率（本文P15）

財政の健全性を示す指標で、「公債費に充当される特別区税等の一般財源」の「標準財政規模」に占める割合です。

（単位：％）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
北区	7.1	11.7	3.9	3.8	3.3	5.4	4.8	4.5
23区	6.8	6.4	5.5	5.4	5.1	5.7	5.3	4.9

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
北区	4.1	3.8	4.6	4.8	4.7	4.1

※平成26年度以降は推計値です。

※平成25年度公債費比率が一番高い区は中野区で16.4％、一番低い区は中央区と江戸川区で1.4％となっており、北区は低い方から9番目の比率です。

(14) 主要5基金取崩し状況

(単位：億円)

基金名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財政調整	16.0	20.0	30.0	30.0	70.0	20.0	50.0	20.0	66.1
減債	16.0	15.6	10.0	10.0	10.0	68.0	23.0	16.0	23.0
施設建設	5.0					3.5		6.0	4.0
まちづくり						0.2	0.7		
学校改築	1.5	31.0	1.0	5.2	6.4	2.1	5.8		4.8
計	38.5	66.6	41.0	45.2	86.4	93.8	79.5	42.0	97.9

※平成27年度は当初予算額

(15) 主要5基金残高の推移(本文P19)

(単位：億円)

基金名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財政調整	111.2	122.3	124.9	119.6	73.2	138.2	120.2	128.2	86.7
減債	86.1	86.0	92.0	97.0	104.0	45.0	37.0	35.5	23.3
施設建設	41.2	52.0	63.0	74.0	85.0	92.0	110.6	115.7	123.0
まちづくり	2.0	12.0	23.0	34.0	34.9	45.0	54.4	64.5	74.7
学校改築	107.8	88.0	88.0	125.0	119.0	118.0	122.7	133.0	167.8
計	348.3	360.3	390.9	449.6	416.1	438.2	444.9	476.9	475.5

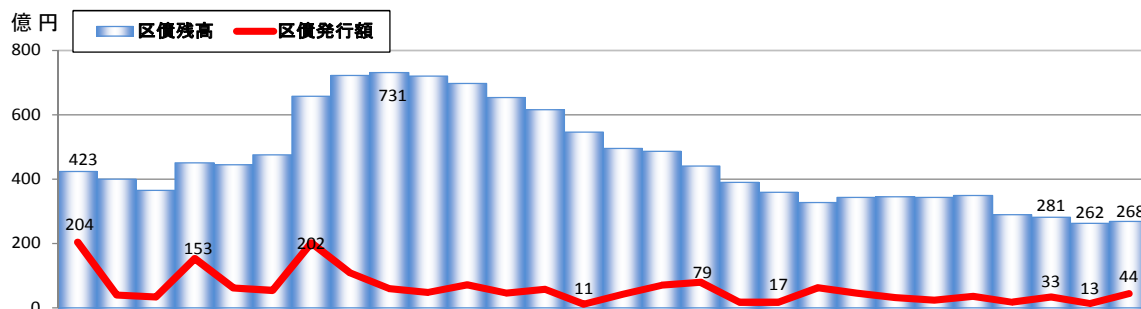
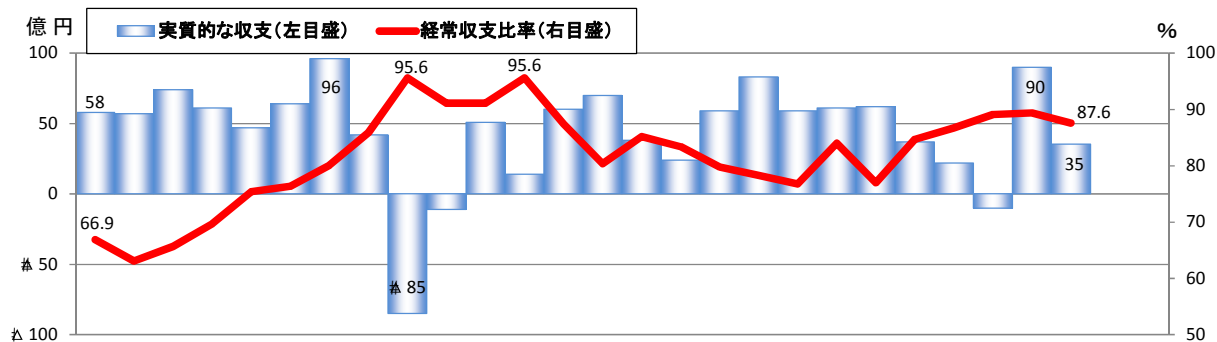
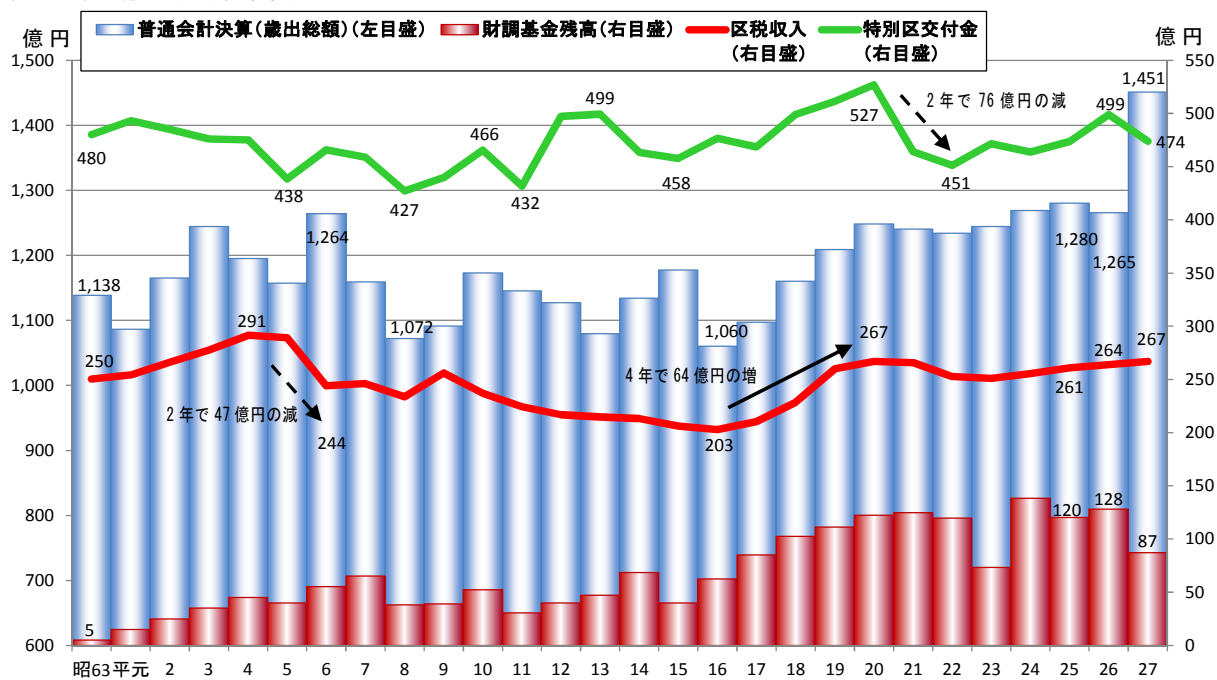
※平成27年度は平成26年度決算に基づく見込み額

(16) 普通会計決算の推移

(単位：億円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
歳入総額	1,295	1,386	1,304	1,274	1,295	1,317	1,336
歳出総額	1,209	1,248	1,240	1,234	1,244	1,269	1,280

(17) 北区財務年表



年度	昭63	平元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
主な出来事		消費税3%導入					先行減税の開始		「ふるさと北区財政白書」発行開始	地方消費税5%への引導上げ		北区緊急財政対策	都区制度改革	「北区のバランスシート」発行開始						三定比率一減税改革の廃止による税源移譲	リーマンショック		緊急財政な健全化に向けた方針(北区)					消費税8%へ引上げ

※普通会計決算(歳出総額)の平成26年度は見込額、平成27年度は予算額
 ※区税収入、特別区交付金の平成27年度は予算額

2 平成26年度予算の執行状況

(1) 歳入歳出予算の執行状況

歳入

(平成27年3月31日現在)

会計区分	予算現額 (a)	収入済額 (b)	差引過△不足額 (b-a)	収入率 (b/a ×100)
一般会計	千円 132,912,391	千円 126,610,336	千円 △6,302,055	% 95.3
国民健康保険事業会計	39,567,501	34,384,096	△5,183,405	86.9
中小企業従業員退職金等 共済事業会計	180,100	99,484	△80,616	55.2
介護保険会計	27,777,492	26,452,871	△1,324,621	95.2
後期高齢者医療会計	8,098,840	7,854,413	△244,427	97.0

歳出

(平成27年3月31日現在)

会計区分	予算現額 (a)	支出済額 (b)	差引過△不足額 (a-b)	支出率 (b/a ×100)
一般会計	千円 132,912,391	千円 117,742,333	千円 15,170,058	% 88.6
国民健康保険事業会計	39,567,501	35,677,347	3,890,154	90.2
中小企業従業員退職金等 共済事業会計	180,100	100,622	79,478	55.9
介護保険会計	27,777,492	24,492,510	3,284,982	88.2
後期高齢者医療会計	8,098,840	7,503,564	595,276	92.6

※ 歳入、歳出ともに「予算現額(a)」欄の金額には、平成25年度からの繰越額が含まれています。一般会計には繰越明許費等1億8,099万円が含まれています。

(2) 区民負担の状況

特別区民税（現年課税分）調定額 （27.3.31現在）	240億939万円
区民1人あたり	※ 70,855円
1世帯あたり	130,273円
日本人人口	322,612人
外国人人口	16,242人
世帯数	184,300世帯

平成27年4月1日現在の住民基本台帳人口と世帯数

※参考 区民1人あたりの特別区民税負担額（平成25年度調定決算額）

北 区 : 70,042円
 港 区 : 233,487円
 23区平均 : 94,620円

(3) 区の財産

平成27年3月31日現在

種 別	数 量
土 地	1,201,211㎡
建 物	706,865㎡
権 利 等	1,646㎡
株 券 等	408株
出資による権利	12件

(4) 特別区債の状況（本文P11）

（単位：千円）

平成25年度末 現 在 高 a	平 成 2 6 年 度 発 行 額 b	平成26年度償還額			平成26年度末 現 在 高 a + b - c
		元 金 c	利 子	計	
28,084,891	1,345,000	3,269,263	341,104	3,610,367	26,160,628

3 都区財政調整関連指標（北区）

（1）特別区交付金の推移（本文P9）

（単位：億円）

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
計	511	527	464	451	471	464	474	499
普通交付金	494	507	450	439	448	442	449	478
特別交付金	17	20	14	12	23	22	25	21

（2）基準財政需要額と基準財政収入額

（単位：千円）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
需 要 額	71,628,487 (9,896,271)	76,584,175 (13,135,322)	77,735,152 (11,149,677)	79,876,836 (12,289,975)	74,528,476 (7,847,351)
収 入 額	25,434,704	27,433,440	28,311,052	29,170,360	29,570,237
差 引	46,193,783	49,150,735	49,424,100	50,706,476	44,958,239

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
需 要 額	70,185,352 (6,270,289)	71,203,839 (5,915,355)	70,302,848 (6,764,146)	71,560,392 (7,664,686)	75,944,467 (9,843,196)
収 入 額	26,258,084	26,375,818	26,131,835	26,697,473	28,142,330
差 引	43,927,268	44,828,021	44,171,013	44,862,919	47,802,137

※（ ）は投資的経費（内数）です。

※「差引」は、普通交付金の額と一致します。

4 主要事業分析

区の事業について財源分析を行っています。その中から、いくつかの事業を取り上げてみます。（平成26年度決算ベース）

（注1）財調（都区財政調整の基準財政需要額）については、財調上の事業区分と区の事業が必ずしも一致しないため推計値となっています。

（注2）自由財源とは、区独自の事業や、財調上の標準的な算定を上回る事業に対し区が充当している税等の一般財源をいいます。

（単位：千円）

【 総 務 費 】			
私立幼稚園等保護者負担軽減事業費		地域生活安全環境整備事業費	
	<u>353,370</u>		<u>120,528</u>
（特定財源） 都支出金	99,032	（特定財源） 都支出金	56,684
（一般財源） 財調	0	（一般財源） 財調	16,617
自由財源	254,338	自由財源	47,227
【 福 祉 費 】			
子ども医療費助成費		認証保育所等保育料補助費	
	<u>1,242,401</u>		<u>40,755</u>
（特定財源） 諸収入等	210	（一般財源） 財調	0
（一般財源） 財調	544,801	自由財源	40,755
自由財源	697,390		
【 衛 生 費 】			
予防接種費		区民健康診査費	
	<u>922,790</u>		<u>362,491</u>
（特定財源） 国・都支出金	18,081	（特定財源） 都支出金	23,671
諸収入等	35,181	（一般財源） 財調	19,735
（一般財源） 財調	691,466	自由財源	319,085
自由財源	178,062		
【 土 木 費 】			
狭あい道路拡幅整備事業費		街路照明LED化事業費	
	<u>258,663</u>		<u>123,006</u>
（特定財源） 国庫支出金	9,262	（一般財源） 財調	0
都支出金	4,631	自由財源	123,006
（一般財源） 財調	99,581		
自由財源	145,189		
【 教 育 費 】			
放課後子どもプラン推進事業費		交通安全対策費	
	<u>306,398</u>		<u>109,439</u>
（特定財源） 都支出金	27,594	（一般財源） 財調	28,358
諸収入等	109	自由財源	81,081
（一般財源） 財調	60,687		
自由財源	218,008		

平成27年度

ふるさと北区財政白書

平成27年6月発行

刊行物登録番号 27-1-019

編集・発行 北区政策経営部財政課

〒114-8508 北区王子本町1-15-22

TEL(3908)1105 (ダイヤルイン)